

---

---

令和6年大和町議会12月定例会議会議録

---

---

令和6年12月4日（水曜日）

---

---

応招議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

---

---

出席議員（16名）

1番	本田昭彦君	9番	馬場良勝君
2番	佐野瑠津君	10番	今野信一君
3番	宮澤光安君	11番	渡辺良雄君
4番	平渡亮君	12番	槻田雅之君
5番	櫻井勝君	13番	堀籠日出子君
6番	森秀樹君	14番	大須賀啓君
7番	佐々木久夫君	15番	児玉金兵衛君
8番	犬飼克子君	16番	今野善行君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	浅野俊彦君	福祉課長	早坂基君
副町長	千葉喜一君	健康推進課長	大友徹君
教育長	八巻利栄子君	農林振興課長	阿部晃君
代表監査委員	内海義春君	商工観光課長	蜂谷祐士君
総務課長	千葉正義君	商工観光課 企業立地推進室 長	星正己君
総務課 危機対策室長	甚野敬司君	都市建設課 長	江本篤夫君
まちづくり 政策課長	遠藤秀一君	上下水道課長	亀谷裕君
財政課長	児玉安弘君	会計管理者 兼会計課長	菊地康弘君
税務課長	村田充穂君	教育総務課長	青木朋君
町民生活 課長	吉川裕幸君	生涯学習課長	浪岡宜隆君
子ども家庭 課長	小野政則君	公民館長	村田晶子君

事務局出席者

議会事務局長	櫻井修一	次 兼議事 係	長 務 長	相澤敏晴
主任	櫻井郁也			

---

---

議事日程〔別紙〕

---

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

---

午前10時00分 開 議

議 長 (今野善行君)

皆さん、おはようございます。

予定より若干早いんでありますが、本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (今野善行君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番本田昭彦君、2番佐野瑠津さんを指名します。

---

日程第2「一般質問」

議 長 (今野善行君)

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

1番本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

おはようございます。

3日目、トップバッターということで一般質問をさせていただきます。ヒット、ホームランを狙わず、フォアボール、デッドボールでもいいので出塁するというようなことで、次につなぐ意味でやらせていただきたいというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして1件質問をさせていただきます。

多様な農業経営に支援の考え方は。

今年8月、スーパーなどの棚から米の在庫が激減し、「令和の米騒動」などと連日のように報道をなされました。改めて、安定した食料の確保が大切であると再認識したところであります。

地域の農業を誰が担うのか地域計画の策定が進められている中、農業法人や集落営農組織のような大規模経営体への支援は多くありますが、家族経営を中心とした中小規模の経営体には、面積要件などにより支援策は限られることもございます。農地の集積は進んできておりますが、大半が中小規模の経営体であることから、経営規模に応じた支援が必要と考えるところでございます。

以下について、お考えをお伺いをいたします。

1 要旨目、中小規模経営者への支援策は。

2 要旨目、スマート農業への支援内容と実績はでございます。お願いします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

おはようございます。

それでは、本田昭彦議員の「多様な農業経営体に支援の考え方は」のご質問にお答えをいたします。

初めに、農業の現状といたしましては、農業者の高齢化、担い手や後継者不足の状況にあり、農業者の減少が進んでいる状況にございます。国では、農地を集積、集約化することで、農業の効率化と高い生産性を図るため大規模化を推進しており、町でも意欲ある担い手に農地集積、集約化を進めているところであります。

一方で、農地は食料の生産のほかに、水路やため池等の農業用施設を活用した水害軽減効果、二酸化炭素吸収、生物の多様性や田園風景の保全等の多面的な機能を有しておりますが、地域の多くの中小規模農家の支えがなければ、地域農業の継続や多面的機能の維持は困難であると考えております。

また、食料の安全供給の観点から申しますと、大規模化に土地を集積し、米、麦、大豆などの基幹穀物を大型農業機械で効率的に生産する土地利用型農業は専業農家が行い、中小規模農家は大型の農業機械導入等が難しいことから、野菜等を露地やハウス等で栽培をする園芸農業を行うなど、すみ分けが必要と考えておりますが、園芸農業につきましては労力と手間がかかることや、新たな農産物栽培には知識や試行錯誤が必要でありますことから、稲作農家からは敬遠されている状況にあると思われま

1 要旨目の「中小規模経営者への支援策は」につきましては、集落営農組織であり

ますとか、農業法人の担い手に対しまして、国県において転作の推進及び効率的な生産を図るための条件整備と、生産のために必要な転作用農業機械購入策の支援がありますが、中小規模農家が活用としようとしても要件をクリアすることが難しいため、中小規模農家への支援は少ないものと考えております。

そのため、町では経営規模に限らず活用できる支援策として、園芸振興と産直野菜の振興を図るため、パイプハウス設置経費を補助する産直リースハウス事業、業務用野菜の生産振興と生産拡大を目的とした土壌改良資材購入経費を補助する加工業務用野菜生産対策事業、曲がりネギ生産者の労力軽減による面積拡大と生産者の所得向上を図るため、機械の導入経費を補助する曲がりネギ産地育成対策事業のほか、農地の効率的な利用を推進するため、農地や農業用施設の簡易的な整備や修繕費を助成する農業環境整備事業補助を実施しているところであります。さらに、町単独事業として、中小規模農家の農業経営が維持でき地域農業の継続を図るため、共同利用での農業用機械の導入経費の補助を、新たに検討をしているところであります。

続きまして、2要旨目の「スマート農業への支援内容と実績は」につきましては、スマート農業は、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用することにより、規模拡大や労力低減、生産性の向上などが実現できる技術であり、大規模農家に限らず中小規模農家まで、幅広い農業者の収益向上や省力化が期待されるものであり、自動操舵システムやリモコン除草機、草刈り機、農業用ドローン、水利管理システムなどがございます。スマート農業への支援につきましては、主に機器等の導入経費の補助になりますが、農地利用効率化等支援交付金、みやぎスマート農業技術普及拡大事業、市町村振興総合補助金いわゆるみやぎの水田農業改革支援事業に当たりますが、これなどがございます。町で把握しておりますのは、主には農業用ドローンの導入でありまして、農業生産法人や個人経営者の10経営体で活用しており、そのうち8経営体が補助金を活用して導入しているものでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

議長（今野善行君）  
本田昭彦君。

1番（本田昭彦君）

ご回答いただきまして、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずもって1要旨目でありますけれども、私のことをちょっとお話ししますと、私、

昭和の終わりぐらいに就農しまして、約40年近く、39年目になりますが、当時は60キロ当たり2万円を超えていた米価でありました。一番高いところで二万二、三千円ぐらいしてたかというふうに思っていますが、今年はいろいろと様々要因はあったというふうに思いますけれども、やっぱり2万を超え、聞くところによると、2万3,000円、もっと高いという場合もあるというようなお話を聞いたところでございますが、農家の皆さんは、大分この米価回復といえますか、ほっとしている方も多いんだろうというふうに思っていますが、なかなかやっぱり資材等の経費というのは高止まりをしているというふうに思っております。

そういったことで、来年どうなるか分かりませんが、もし下がった場合、米価が下がった場合、なかなかやっぱり元に戻って、経営を維持していくというのはなかなか難しくなってくる。1年だけあめをなめさせてもらって、その後またしょっぱい水というふうになるやに、なるかもしれないという、来年のことは分からないですけれども、そういったことも考えられるわけで、そういうところでご質問の中の大規模経営者はもちろんですけれども、中小規模の経営者、やっぱり経費がかかって、今年のものではないですけれども5年産の生産費、10アール当たり13万何がしという経費、60キロ当たりで換算しますと1万5,000円何がしと。去年のいわゆる概算金、仮渡金が1万1,600円ということで、もうどう計算しても赤字であります。やっぱりこの赤字経営に戻っていくというようなことは、やっぱり継続して営農していく意欲も体力も、なくなってくるのではないのかなというふうに思っていますが、昨年、今年の現状を踏まえて町長の思うところがございましたら、お聞かせいただきたいかなど。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、長らく39年にわたり農業をなりわいとして、これまで生活なされた本田議員の改めてのこれまでの分析を、深く受けておりました。私自身も兼業農家ではあるものの、なかなか農業、どちらかという土地を荒らしてられないというようなことで、そんな思いで農業に従事してきたわけですが、加えてやはり自分らで育てた

米が一番うまいんじゃないかみたいな、やっぱり各農家さんがそういったプライドを持ちながら、これまでもこの日本の農業を支えてきた部分があるんじゃないかなというふうな気がしております。

ただ一方で、やはり持続可能性を考えた場合に、やっぱり採算を割ってしまうような状況では、持続可能ではないだろうという話の中で、本町としても効率のいい農地のみならずですので、そういった条件が悪いところ等でも耕作放棄地を抑制するために、やっぱり何らかの補助なり、できる部分がないかという部分も検討しなきゃないんであろうというところで、今まさにいろんな新しい事業も検討しているところがありますので、ぜひ多くの方々にご家族経営の方々にも長く耕作いただけるような、そんな環境もつくってまいりたいなというふうに考えてございます。

以上であります。

議長 (今野善行君)  
本田昭彦君。

1 番 (本田昭彦君)

町長の思いの一端を聞かせていただきましたけれども、ご存じのように、農業者人口は減少の一途をたどっております。ちょっとデータが正確かどうか、あれですけども、2020年には136万人ということでおった農業者人口でありますけれども、2032年には83万人まで減少すると。さらに2050年までには100万人減って36万人になるというような推計も出ております。やっぱり、人があつての産業だと、何でもそうだと思いますけれども、その辺ですね、やっぱり人が減るっていうことは少なからずやっぱり耕作ができなくなってくるところが、条件の不利なところから、先にそういったところが出てくるんじゃないのかなというふうに思っております。

辞める理由といいますか、そういったところ、考えてみたときに、やっぱり後継者がいない、高齢化して後継者がいない、受け継いでてくれる人がいないというようなところの問題、あとは使用している機械が壊れて、なかなか買ってまでやろうという、経済的に資金的になかなか問題があるのでは。それから、一昔前に定年終わったらうちの農業手伝って、年金もらいながらなんていう考えの方もあったかと思いますがけれども、なかなかこれも定年延長で、それも難しくなる。70になってから始めるようでは、なかなかこれも体力的につらいものがあるんだろうなというふうに思っております。その辺のところやっぱり、そういったところの問題クリアできないのかなとい

うふうに思うんです。

また一方、続けたって思う理由、どうなのかなと考えてみたときに、やっぱり先ほど町長も言ったように、自分ちで作ったものは一番うまいんじゃないか。そういうようなことで、やっぱり自分の家で食べる分ぐらいは自分で作りたいと、そういった方も。赤字になってもそういったところはやりたいというところもあって、あとは体力的に体が続く限りやろうというような方もいるだろうと。あとはそれから、子供たちだったり私だったり、ゴールデンウィークに、5月の爽やかな風の下に七ツ森を見ながら田植えをして、畦に腰をかけ休憩したりお昼を食べたり、そういったようなところ、家族団らんの絆の醸成にも一役買うのかなというふうなところも思っていますし、やっぱり何となくっていいですかね、何かしらこう責任感みたいなものがあるって、この受け継いだ農地は守っていかないと、おやじだったりじいさんだったり、ご先祖様に申し訳ないなというような気持ちがどこかにあるのではないのかなというふうに、私は勝手に思っているんですけども、そういったところでやっぱり解決策を見いだしていかないといけないのかなというふうに思っております。

いろいろ町としても大規模、質問の中にもありますけれども、大規模経営体には要件満たして機械の補助だったりなんだりというのがありますが、中小規模、回答にもありましたが、なかなか要件を満たせないということで補助はできないので、園芸振興にというようなこともございますが、なかなかそれも家庭菜園レベルであれば誰でもやるんでしょうけれども、出荷してそれで対価を得るとするのは、なかなか難しいのかなというふうに思っております。

そこでいろいろ町の支援、環境整備事業だったりというのもありますけれども、これは前にもちょっとお話を聞いたことがありましたけれども、農地整備等2分の1の補助というところもあると思いますけれども、そういうところでもうちょっと補助率アップをしてもらって、畦畔1本でやはり作業は大分効率化になるというふうに思いますので、そういったところの幅の広い支援みたいな感じはどうなのかなというふうなことの思いもございますが、その辺について町長のお考えはいかがでしょう。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私も、おととしまではまさに本当、ゴールデンウイーク、息子夫婦、娘夫婦とかを集めて、もうお祭り騒ぎで田植えをしておりました。それも一つの土地への愛着心を後世にも持っていただくという意味でも、非常にいい機会であったのかなというふうな思いでやらせていただいていたのでございます。くわえて、そういった大規模化をいただくところ、集積化いただく農地は農地で、もちろんそれは大歓迎であります、そうではない部分、ぜひ家族経営、中小規模経営でも守っていただければというふうなお話で考えておる中で、特に声としてはやっぱり、今持っている現有のトラクターでありますとか、コンバインでありますとか、現有の機械がある間はまず何とかやろう、買い替えとなるとなかなか厳しいねっていう声を、よく耳にしておりました。

という話から、今検討しておりますのが、3軒ぐらいの個人経営の方々が共同でご利用いただくことを前提とした中で、機械を購入する際に、もちろん上限はある形になります、ある一定比率の中で補助させていただきながら、継続的な農業も進めていただき、心も体も健康寿命を延ばしていただくっていう意味合いも込めて、そういった事業をまずは拡大させていただいてはどうかと思っ、ただいま検討しております状況でございます。

先ほど、本田議員のほうから、圃場整備等の事業の拡大をしてはというお話もあったところでありましたけれども、まずその辺は今現状の上には現状のままとしながら、機械補助の共同購入に補助などを、今考えておる次第であります。そういった必要性があるのではないかと、私も担当課のほうも感じておる状況でございます。

以上でございます。

議長 （今野善行君）

本田昭彦君。

1 番 （本田昭彦君）

農業者にとっては前向きなお話をいただきまして、ありがたいという話になります。でも、なかなか今、共同でというようなお話もございました。確かにすばらしいなというふうに思いますけれども、なかなかどうして、作業が重なると、その辺の日程調整、なかなか難しくなってくる、やりたいときはみんな一緒に、あした雨降るからという話になるとなかなか、その辺でもめたりとか、最初はいいんですよね。私も昔、3軒で共同で何かしらの機械を使っ、たことがありますけれども、だんだんやっぱりけんかしているわけではないんですが、やっぱりてんでになったりとかっていうことに

なってきた、そういうことがありました。本来であれば隣近所、近いところで3軒ぐらいが理想なのかもしれませんが、やっぱり広域的に大和町は山から里まで広いわけだから、標高差も多少あってその辺の広域的な視点で共同でできたら、その辺もちょっとは分散できるのかなというふうに思いますし、一番いいのは農機メーカーだったりとか、そういったところで、リースで貸してもらえるのが一番いいんです。これどこでどう壊れたとかっていう話になると、またもめ事の一つになりますので、その辺も考慮していただいて、事業を進めていただければありがたいなというふうに思っていました。

やっぱりこの農地を守るというのは、非常に大本に来ることだと思うので、その辺についてしっかりとリーダーシップを取っていただいて、指導していただければ、少しでも長く、集約は集約で大事なんですけども、個々それぞれ個人の経営で、なるべく長く持続していってもらえれば、それにこしたことはないの、そのためのお手伝いというようなこと考えで町としての方針をお願いをしたいなというふうに思っています。

そういったところで2要旨目のスマート農業のほうに入らせていただきますが、若干1要旨目とかぶるかもしれませんが、矛盾することも言うかもしれませんので、その辺はご了承いただければなというふうに思います。

まずもって、スマート農業、省力化、効率化というところが、スマート農業の定義ではないですけども、そういったところがあるのかなというふうに思っておりますが、昨年町長選が行われまして、浅野俊彦が考える6つのことというところの内部資料に、農業支援というところがございました。スマート農業への補助拡充、農業者の省力化、所得増加といったところがございましたが、改めて町長のスマート農業に対する考え方があれば、ちょっと聞かせていただきたいなと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

本田議員の2要旨目の再質問にお答えをしたいと思います。

私もスマート業の拡充は、これから先の農業という産業を考える上では、必要不可欠であろうなというふうな思いもある中、今年に入りまして宮城県の町村会等でも北海道の旭川近郊等にも研修に行かせていただきました。今、具体的には、スマート農

業が先進地ということで進められているっていう場所で、拝見してきたわけでありませんが、まず自分自身がまずスマート農業がまだ実際にできていない部分ある中、どういったのが今、時代の趨勢なのかなというふうなところで、見に行ったわけでありましたが、本当に自動操舵のトラクターであったり、コンバインであったりっていう中で、自動操舵だけではなくて、実際に米作りやられたところを見に行ったわけですが、コンバイン自体に食味計とかまでついていて、GPSでXYZで、この場所のところの食味がどうだったっていうのを測定をしながら、刈り取りをしていながら、どこの場所が肥料が多かった少なかった等を全てデータを吸い上げて、翌年の田植えの段階または田起こしの段階等々で、その部分を自動的に肥料の調整までされていくような形でやられていたりでありますとか、あと特に、省力化を図るっていう意味でいくと、やっぱり水管理関係。IoTをそれこそ使って自動的に水門を開けたり閉じたりされてたところ、特に稲作の場合は初期の除草剤の効く、効かない、水管理、物すごく大事な部分がある中、あえて全部の田んぼを回ることなく、パソコン上から全て開けたり閉めたりできる部分。そのためには、もちろん田んぼ自体が集積化されていたほうが効率的なんだなというふうな思いでも、拝見しておりましたが、そういった意味でそういったやり方もあるんだなと、今、ドローンを使ったいろんな薬の散布等はもちろんである中、それ以上にやっぱり産業として考えた場合に、きちんとやっぱり食味を測って、測った内容を基にして販売をして、幾らでも付加価値をつけて高く買ってもらえるような、そんな取組をされている。そういった取組がもうされているんだなと、改めて実感した次第であります。

これからこの町において、何がどこまでどう進むのかっていうところは、具体にはこれからの検討課題だと思っておりますし、逆に長いご経歴を持たれる本田議員からも様々ご意見をいただきながら、これから具体的に進めてまいりたいなと思いましたが、先ほどもありましたとおり、まずは中小規模、なかなか支援が届いていない中小規模の支援に、来年度まず入らせていただきながら、スマート農業の推進に当たって、どういう形がいいのか検討していきたいなと考えてございます。

以上であります。

議長（今野善行君）

本田昭彦君。

1番（本田昭彦君）

スマート農業、なかなか私もアナログな人間なものですから、なかなかついていくのが大変であります。今、町長がおっしゃったように、いろいろな支援っていうか、補助的なものがある、何でも高いんですね。なかなか、自動操舵、後づけのやつもありますけれども、それだって100万ぐらいしますし、ドローンだっていろいろ機種によっていろいろですけれども、300万、400万っていうところもあって、なかなか手が出しづらいところあります。それこそ、大規模にやっているところでない、なかなか導入は難しいのかなというふうに思っております。今、町長もおっしゃったように、衛星使った支援のシステムなんていうのもいろいろありまして、それをドローンだったり、トラクターと連動したい、作業機と連動して肥料散布だったりというのができますよね。できるんですね。なかなか使いこなすのは難しいんですけれども、慣れてしまうとやっぱり楽にできるのかなというふうに思っております。

今、大分、あちこちで多くやっている栽培で、やっぱり乾田直播のようなところがあって、ドリルシーターみたいな、麦みたいにずっとまいていくところもありますし、一方ドローンを使ってそのまま直まきしてというところがあって、ドローンで豆もまくところもあったりとか、しかも不耕起だったりして、そうするとトラクター要らなくなるんですね、ドローン1台あると。それで、肥料であったり追肥。追肥も濃度が高い、成分の高いやつであれば少量散布で対応できますし、薬も高濃度散布という登録も今いろいろと下りてますので、そういったところを使うとなかなか大規模に、それこそ何百町歩の単位でやっていけるような、将来的にはそうなるのかなというふうなことも思っております。

それにしてもやっぱり、そういうものを使うにしてもやっぱり圃場条件というのが、やっぱりネックになってくるんだらうというふうに思っています。いろいろとやっぱり、各地区から要望があって、担い手に集積をして始めましょうって圃場整備などに入って8割集積だったりとかっていう要件あって、そこで工事費が抑えられるようなところもありますけれども、やっぱりそういう要件というか、これからそういうスマート農業とか、いろいろな機械を使っていくときに、やっぱり小っちゃい田んぼであっちこちってというのはなかなか難しいので、その辺の考えたときにやっぱり大区画な圃場整備、未整備というのはなかなか今あまり少ないですけれども、古い時代にやった圃場整備、10アール区画だったり20アールだったり、そういったところですね。やっぱりもう少し大きくして効率的にできるようにしていかないと、本当に耕作放棄地が、そういうところから出るんだらうというふうに思います。

その辺、今すぐ、はい、分かりました。全部、1ヘクタール区画にしましょう、2

ヘクタール区画にしましょうっていうわけにはいかないですけども、もう積極的に手を上げないとできないんじゃないかと、やっぱりそういう先を見越して、町の指導でそういうところに、方向に持っていくというのも、行政としての責任があるんじゃないかと。耕作放棄地の問題を解消するという意味もありますし、先ほどご回答の中にもありましたけれども、多面的な機能というのもございます。そういった意味もにおいて、農地水田は耕作できる状態にしておかななくてはならないなというふうに思いますが、その辺について町長のお考えがありましたらお答えください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

やはり、昔の1反歩田等の整理では、なかなかスマート農業をやろうと思っても、確かに難しい土地になってきている現状がある中、吉田地区並びに落合地区のほうからも積極的に、再度圃場整備をしたいというご意向もいただいております。町としてもそういった声は大変貴重な、必要なことであろうというふうに思っておりますので、実現に向けまして積極的に、県並びに今、国のほうにも働きかけをしながら、実施できるよう努めてまいりたいと思えます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

本田昭彦君。

1 番 （本田昭彦君）

そういったお考え、ありがたいなというふうに思えます。あと、今年の5月に食料農業農村基本法、改正されまして、いろいろと米騒動もあって、多少農業とか食料っていうものに対して、関心が高まっているんだろうと思っております。いろいろそういった法案に関連しての施策も、いろいろ出てくるだろうというふうに思ってますし、そういう条件整備なんていうのも出てくる。

今もあるんだろうと思えますけれども、そういったものもやっぱり積極的に使っていただいて、やはり条件が一番だと思います。兼業というか、中小規模の農家にとっ

でも大規模にやっている農家にとっても、やっぱり圃場条件がいいところは、何やってもいいんですね。転作してもいいし米作ってもいいし、それこそ麦、大豆、この頃はやっていますトウモロコシ、飼育用のトウモロコシですけれども、そういったものを活用して、やっぱり活用できるのはやっぱりそういう圃場条件のいいところだというふうに思っています。改正法に加えて、特定土地河川に指定されて、そういったところの予算、水害対策、田んぼは大きな役割を果たしているところでもありますので、そういったところも、農業予算だけにとらわれず、そういったところにも目を向けていただいて、何かそういったことでやれないのかというようなことに注視いただいて、進めてもらえたらなというふうに思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

議 長 （今野善行君）  
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）  
ただいまの本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。  
本当に、単純に農地の面積を大きくするだけではなく、将来的に必要なそのアクセス道路をどうするか等大きな絵を今、描かなければならないタイミングなのかなというふうに認識をさせていただきます。  
昨日もちょっと、同僚議員、馬場議員のほうからもありましたとおり、落合地区のアクセス改善に向けても大きく、逆に県国に後追いで乗ってきていただけるぐらいの道路等も含めた広い大きな絵を、ぜひ描きながら、農業ももちろん持続可能な産業として後世に引き継がれるような、そんな産業となるよう町としてもいろんな策を講じてまいりたいというふうに思っていますので、加えて農業委員さん方、農協さん方とも連携を密にしながら、どういった作物がいいのか等も含めて検討してまいりたいと思います。  
以上であります。

議 長 （今野善行君）  
本田昭彦君。

1 番 （本田昭彦君）  
いろいろ、町全体として考えていかななくてはいけないんだなというふうに思います

けれども、何ですか、よく大和町の魅力はとか質問すると。この自然の豊かなところだというのが、回答が多いのかなあというふうに思っております。私もやっぱりこの自然豊かなところというのはすばらしいところだというふうに思ってます。やっぱり、こん船形山からずっと山林、深い山々でずっとつながって、吉田川が流れて河川沿い広がった田畑、そういったところがあってこそ、何ですかね、いいところだな、自然豊かなところだなというふうに感じるんだと思います。それがあちこちに柳の木が生え、カヤが生い茂り、そういったところではやっぱり、魅力としては感じないのかなというふうに思いますので、その辺も守っていくという観点もあるというふうに思ってます。自然や環境を守って次の世代に渡すというのは、やっぱりもう今の世代の責任というふうに思ってますので、少なくともこの現状より悪くしない、改善して次に渡すというようなところもあるというふうに思います。

町長もこの地で生まれ育って、農家に生まれていろいろとやってきた経緯があったと思いますが、その辺町長になられて町として農業に対する方向性なんていうのが、最後にお聞かせいただければよろしいかなというふうに思います。よろしく願います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの本田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思いますが、本当に工業製品だけでは、人間生きられないと、私は思ってます。そういった意味で、安心してその地域に暮らせる上では、衣食住、いろんなものがやっぱり町内にあって、昨日もいろいろ申し上げましたが、やっぱり町内でのお金の循環をするような、そんな経済が持続可能な町として、次の世代にお渡しできるものであろうというふうに思います。

一方で、企業誘致を決して否定しているわけではなくて、一部いろんなあまり偏ることがないように、いろんな企業さんにも来ていただきながら、農業、商業、いろんな形でバランスよく発達するような形を、ぜひつくらせていただきたいなという、そんな思いでおります。ぜひ、この町のよさというところでやはり、七ツ森をはじめとするこの自然と最先端の技術とか、いろんなものが調和した職住隣接の町となるよう努めてまいりたいと思いますので、どうぞご協力のほうよろしく願います。

議 長 （今野善行君）  
本田昭彦君。

1 番 （本田昭彦君）

将来につながるというお話をいただきまして、私も一緒にお手伝いできればというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 （今野善行君）

以上で、本田昭彦君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。再開は午前11時といたします。

午前10時48分 休 憩

午前10時59分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
引き続き一般質問を行います。  
8番犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

本日2番目、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。  
まず、1件目、災害ケースマネジメントの取組をでございます。  
災害ケースマネジメントとは、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組でございます。以下の点についてお伺いいたします。

1) 2022年5月、国の防災計画に災害ケースマネジメントが示され、宮城県でも2023年11月に、地域防災計画に災害ケースマネジメントが明記されましたが、町の置かれている状況と今後の取組をお聞きいたします。

2 要旨目、災害ケースマネジメントを進める上で、平常時からの体制づくりが大切であります。町の防災計画では、一般ボランティアのコーディネーターは、社会福祉協議会や関係機関、自主防災組織や、女性防火クラブなどが中心的な役割を果たしているものと思われませんが、行政との連携は不可欠であります。町では、関係機関との連携でボランティアコーディネーターの育成はどのように考えているのでしょうか。

3 要旨目、災害ケースマネジメントに特化した研修を実施してはいかがでしょうか。答弁を求めます。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは、犬飼克子議員の「災害ケースマネジメントの取組について」のご質問にお答えいたします。

災害ケースマネジメントにつきましては、内閣府防衛担当から、令和5年3月28日に公表されました災害ケースマネジメント実施の手引によれば、被災者一人一人の被災状況や、生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ、専門的な能力を持つ関係者と連携をしながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立、生活再建が進むようマネジメントする取組と示されております。

その中でも、訪問等のアウトリーチにより得られた被災者の状況、特に被災者の自立、生活再建に必要な支援を行うための家族構成やなりわい、金銭的課題、介護や、病歴等の生活再建に向けた必要性を評価することが必要となり、その支援を行う上での課題を特定するなどきめ細やかな対応が必要とされております。

1 要旨目の「町の置かれている状況と今後の取組は」についてお答えをいたします。

災害ケースマネジメントについての本町の状況は、全国的な事例紹介など国県などからの研修機会を受けて、防災及び福祉関係職員が参加しているところであり、その取組は、平素の恒常業務の中で生活状況の課題等相談によって、できる限りの現状把握を行っているところであります。

一方、災害が発生した場合は、災害対策本部として、被災者に対する被災者再建に向けた各種支援を情報提供するとともに、行政区長を中心とした現状把握と、必要に応じ、専門的な能力を持つ関係者の方々のご協力をいただきながら、生活再建に向け

た支援を行ってまいりたいと考えております。

2 要旨目の「関係機関と連携したボランティアコーディネーターの育成はどのように考えているか」についてお答えいたします。

町では、ボランティア活動に対する町民の関心を高め、町民ニーズを積極的に開拓し、いつでもどこでも誰でも参加できる体制を構築するため、大和町社会福祉協議会に専属のボランティアコーディネーターを1人配置をし、ボランティアセンターの運営を支援しております。災害ケースマネジメントを進めるため、平常時から年間を通じた活動といたしまして、大和町社会福祉協議会やボランティアセンターによる広報紙の発行、小中学生を対象とした教育福祉の支援、養成講座、訓練、研修会を住民や企業を対象に行っております。

また、地域の現状や課題を把握するために、大和町社会福祉協議会において、各地でワークショップや意見交換の場を設け、行っておりまして、民生委員とも連携をしながら地域コミュニティーを深めております。さらに、自主防災組織や女性防火クラブにおきましても、防災知識や防災実践力を高めるための研修会や、交流会を行っておりますが、今後も地域防災力を高めながら、災害ケースマネジメントの推進に努めてまいりたいと考えております。

3 要旨目の「災害ケースマネジメントに特化した研修をしては」のご質問にお答えをいたします。

国や県で行う災害ケースマネジメント研修会に準じて、町の実情に合った研修会、研修内容が望ましいと考えておりますので、職員研修の場や、大和町自主防災組織連絡協議会で行っている研修会、また宮城県出前講座なども活用して、災害ケースマネジメントに特化した研修機会を検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

災害ケースマネジメントというのは、被災者一人一人の被災状況や生活業務状況等の課題とか、また被災者支援をしていくというのが、災害ケースマネジメントの考え方でございます。東日本大震災のときに、仙台市が行った被災者生活再建加速プログラムの進め方、考え方が、熊本地震はじめその後の様々な災害で、被災者の生活再建

などの取組に生かされるようになって、大阪公立大学大学院文学研究科准教授の菅野拓氏が、災害ケースマネジメントという言葉にして、これが一般に使われることになったそうでございます。

先ほどの回答の中で、災害が発生した場合は、災害対策本部として被災者に対する被災者再建に向けた各種状況を、各種支援を情報提供するとともに、行政区長を中心とした現状把握また必要に応じて専門的な能力を持つ関係者の方々の協力をいただきながら、生活再建に向けた支援を行ってまいりたいというご答弁でございましたが、我が家も、東日本大震災でも被害もありましたが、関東東北豪雨のときに、我が家も大変な被害状況になりまして、区長さんの、当時私も議員ではなかったので、区長さんの動きをちょっとお聞きしたときに、次から次と様々な支援であったり、情報であったり流れてきて区長さんが、全部区長さんに流れてきて、本当にこの対応に苦労したというお話をお聞きいたしました。

やはりこの区長さん、行政区長を中心とした現状把握という回答でございましたが、区長さんだけでは処理し切れないとき応援体制も、また行政も当然されると思うんですけれども、やはり応援体制も必要になると思うんですね。そういう状況のときに、この応援体制、どのように町では取組も考えていかなければいけないと思うので、現状と今後の取組についてどのような応援体制も考えておられるのかお聞きしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

もちろん、災害時、区長さんだけではもちろん立ち行かない事態が考えられると思います。そういった意味でも、災害ケースマネジメントという考え方が確立されておるのではないかなと思う中、区長さんのほかに児童委員さんであるとか民生委員さんであるとか、その他社会福祉協議会さんにいらっしゃるコーディネーターさんがいらっしゃる、社協に入られているいろんな方々であるとか、どういう形で回るのか等々、通常のボランティアの運営の活動の中で、これから検討もしていくべき事項ではないのかなというふうに思うところではありますが、とにかく、基本的にいろんな専門知識を要した中で、その被災を受けられた方の金銭的な置かれている環境またはその今生活

されている生活環境、お一人でお住まいになられているのか等ある中、継続的に避難をする上で外部がいいのか、または近くの自治体等に、離れているご親戚のほうに行っている方がいいのか等、本当にこう幅広い方々が情報共有をした中で、どういう形で検討していくのかっていうのを、話し合う場が必要であろうというふうに思います。そういった意味で話し合える場を、これからなおこの地域マネジメントの、災害ケアマネジメントのいろいろ専門的な研修も受けながら、まさにこれから確立していく時期ではないのかなと、本町においては。そのように思って今のお話を伺ってございました。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

やはり、専門的な研修、これからやはり確立していかなくちゃいけないという、そのとおりだと思います。

2 要旨目の、平常時から体制づくりが大切ではないかという質問にさせていただきたいと思います。これもご答弁の中に、平常時からの体制づくりで、自主防災組織や女性防火クラブにおいても防災知識や防災力、防災実践力を高めるための研修会や交流会を行っているというご答弁でございました。具体的なこの防災実践力の研修とか具体的な取組事例がございましたらお伺いしたいと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいま具体的な事例ということでありましたけれども、そういった意味でもボランティアコーディネーターさんの運営を、今、社会福祉協議会でのほうでお願いしとる中、補助もさせていただいております、その中で小中学生向けの体験講座をやっていたりでありますとか、そのほか、様々な企業さん等の方を対象とした講習会の場を設けていただいておりますとか、あと小中学校のみならず、年間行事を決めた中でいろんな、赤十字さんの方をお招きをして講習会をやっていたりです

とか、年間計画を立てていただいた中で、様々なところで普及啓発に当たっていただいているところでもあります。ぜひこういった機会を広げていただき、いろんな考え方、これから確立してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

今、防災力、実践力向上事業というものがされているとお聞きしております。今現在、沢渡地区でされておまして、もみじヶ丘二丁目ですか、あと吉岡南三丁目ですか、されているとお聞きしております。ぜひこれが、当初は大変苦勞されたと思うんですが、これが大変、なんかほかの地区でも防災力実践力向上事業をしてもらいたいという声があるとお聞きしておりますが、これが全地区に事業拡大しては、してもらいたいというこの声があるのですが、これは拡大してみてもどうなのかとお聞きしたいのですが。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

防災実践力向上セミナーの件に関してお話をいただきましたが、昨年度はもみじヶ丘三丁目を実施をしていただきまして、具体的にエリアマップの下で、ここでこんな火災が起きました、避難所をどこに置きますか、火災を防ぐ上でどこを避難ルートにしますかみたいな、具体的なシミュレーションを行うような講座でございました。昨年に引き続き今年もということで、県のほうに申込みをさせていただいて、今年は、お話しのとおり、沢渡のほうで実施をさせていただいているわけではありますが、継続して申込みをさせていただく中で、将来的に町内のより多くの地区で実施をしていただけるよう引き続き申込みをしてまいりたいなというふうに思いますが、あくまでも県の事業というところもありますので、ぜひ採用いただけるようお願いをしてみたいと思います。

議 長 (今野善行君)  
犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)

ぜひ、この全地区が防災に対して、防災力を高めていただきたいなという思いでおります。

3要旨目に移らせていただきます。大規模災害はやはり様々なケースと、先ほどの町長のご答弁にもありましたが、様々なケースを想定してしないといけないと思います。そして、また様々な応援も受け入れることになると思います。この災害のケースに応じたマネジメントをするには、やはり行政、また区長さんだけでは到底対応できないことから、民間の支援団体またNPO法人などの協力も不可欠であると思います。官民連携の被災者支援ということで、災害が起きてからでは遅いので、平時のときから連携できる体制づくりが必要になるのではないかと思います。

東日本大震災のときに仙台市で活動したNPO法人ファミリー仙台の立岡 学理事長のお話を聞いてまいりました。東日本大震災のときに、官民一体となり事業を進め、1月に起きた能登半島地震とか、秋田の大雨被害など生活再建に取り組まれたそうがあります。このようなこの実績のあるNPO法人の方などを招いて、役場庁内で災害のときは一つの課だけではなく様々な課が連携して取り組まないといけないと思いますので、役場庁内での研修を実施してはいかがでしょうか。

議 長 (今野善行君)  
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

本町におきましても平成27年または令和元年というところで、避難所等開設をさせていただきながら、多くのボランティアの方にご協力をいただいて復興したという実績がある中ではありますが、比較的ここ数年、若手の職員増えてきておる中、実際に災害に直面した職員が少なくなっているところもあるかと思いますので、ぜひ何かの機会を捉え、そういった住民救済にいろいろご尽力された職員の生の声を聞けることは、本当に有効であろうなというふうに思いますので、何らかの形でそういう場も設けられないか検討してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

内閣府では、令和4年のご答弁にも、内閣府防災担当から令和5年3月28日に公表されました災害ケースマネジメントの実施の手引というのもございましたが、ぜひこの手引も活用して、また、令和4年3月にも、災害ケースマネジメントの事例表を内閣府では公表しております。ぜひ、こういう事例表とまた手引も活用すべきだと思います。また、三重県伊勢市では、先ほどのNPO法人のワンファミリー仙台立岡理事長を迎えての官民一体となり、役場職員や民間の方々。やはり、災害のときに民間の方々の力も、職員だけではできない、役場職員やまた民間の方々が災害ケースマネジメントの研修を行ったそうでございます。やはり、この災害ケースマネジメントの考え方を、手引とか事例集またこのようなNPO法人の方を迎えて、災害ケースマネジメントの考え方を、町内に定着させることが重要と考えますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

犬飼議員のただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

災害ケースマネジメントという言葉が、後から出てきたところもあるわけですが、もちろん、災害時に民間だけでは、行政だけでは対応はし切れない部分もあるので、様々災害協力隊の方々のお力をいただいたり、物資の提供等を含めていろんな今、協定も結ばせていただいたりしておる現状であります。

そういった中で、単純に協定先等のみならず、全体を包含したような、そういった研修の場なり意見交換の場も有効なのではないのかなと思えますので、何らかの機会にそういった場も、情報共有をしていくっていう場も検討していく、いきたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）  
犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

ぜひ、そういう場を、前向きな検討で進めていただきたいと思います。ぜひ、その際には1回だけではなくて、年に1回とか2回とか、全課を集めた災害ケースマネジメントの研修を進めていただくことをご期待申し上げます。

2件目に移らせていただきます。

2件目の避難所にTKB48の整備をについてでございます。

能登半島地震で、8人ではなく、11月14日付の新聞報道によりますと、235人の災害関連死が確認されております。災害関連死を防ぐには、3つの要素TKBが重要視されております。Tはトイレ、清潔なトイレ、Kはキッチン、温かい食事、Bはベッドであります。避難所避難生活学会によりますと、TKBが最も進んでいる国がイタリアで、発災から48時間以内に設置と法律で定められているということでございます。このTKB48を地域防災計画に取り組む自治体もございまして、本町においてもこの考えを取り入れた防災計画を構築すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

議 長 （今野善行君）  
答弁を求めます。  
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

次に「避難所にTKB48の整備について」のご質問にお答えをいたします。

初めに、災害関連死についてであります。災害による負傷の悪化、避難生活等における身体的負担により疾病でお亡くなりになるケースがございまして、内閣府の公表や報道等によれば、令和6年度能登半島地震に係る災害関連死はさらに増えている状況というふうに認識をしております。議員ご指摘のとおり、災害関連死をできるだけ少なくするためには、あらゆる施策をしっかりと取り組むことにより、防ぐことが可能であると考えております。

現在、町の地域防災計画にも、トイレの設置、食料等の供給活動及び備蓄物資の整備を計画されております。避難所の環境改善として、トイレの確保につきましては簡

易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレの各タイプを組み合わせることで使用することとしておりまして、また、災害時等断水によるトイレが使えない場合も踏まえまして、臭いも少なく環境影響も少ない簡易トイレを備蓄しております。また、避難所での温かい食事や良好な就寝環境の確保につきましては、被災規模にもよりますが、発災後なるべく早い時期に温かい食事の提供、段ボールベッドや間仕切りテントの設置ができるよう、日頃から災害協定先との連携を密にし、災害関連死が発生しないよう引き続き町の防災体制を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（今野善行君）

犬飼克子さん。

8番（犬飼克子君）

近年、劣悪な避難生活で体調を崩してしまう、崩して亡くなってしまう災害関連死の問題が指摘されております。この問題に取り組む一般社団法人避難所避難生活学会代表理事の植田信策先生、石巻赤十字病院の副院長が、災害関連死についての問題解決に力を注いでおられます。自然災害は完璧に防げなくても、この災害関連死は、皆が一丸となれば取り組めば防ぐことができるものでございます。

関連死を招いてしまう原因の一つが、避難所関係の劣悪さにあると思います。現に、東日本大震災当時も避難所で体調を崩した方が病院に搬送されるケースは多くて、医療崩壊が迫る状況だったそうでございます。避難所避難生活学会が提唱しているこのTKB48健康を守るための清潔で安全なトイレ、また温かい食事を提供するキッチン、熟睡できるベッド、これは通告にも述べさせていただきましたが、イタリアでは48時間以内に整えることが、整備することが法律で定められているそうでございます。能登半島地震でも、当初悪戦苦闘されておりましたが、1週間後ぐらいからトイレトレーナーなど全国から提供されておりました。

そこで質問なんです、トイレの整備されているというご回答でございましたが、どの程度備蓄しているのか。また、どのような被災状況になったら設置するのかお聞きしたいと思います。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まずTKB48、この文字自体非常に分かりやすい言葉であるなっている部分があります。くわえてもちろん、いずれもトイレもベッドもキッチンも、趣旨としてはもちろんそのとおりであろうというふうな思いである中で、48時間という時間、イタリアの国の例を出されておりますけれども、国レベルでやれる部分と、町レベルで本当にそこまで約束できる部分で、この言葉そのままうたえるかっていう部分だけ、ちょっと気になっておるところではありますが、自主防災組織等ができれば、特に今、マンホールトイレが設置してあるところは、南部コミュニティーセンターになるわけですが、あそこですと3か所がマンホールと直結した形でのトイレが作成できるようになってございます。

くわえて、簡易トイレ等の数のお話をご質問にあったと。どのぐらいの数、用意しているんですかっていうお話があったと思いますので、その数につきましては担当課のほうから、危機対策室のほうから回答させます。お願いいたします。

議 長 （今野善行君）

総務課危機対策室長甚野敬司君。

総務課危機対策室長 （甚野敬司君）

それでは犬飼克子議員の再質問にお答えします。

簡易トイレ、使い捨てるタイプなんですけど、5,000個、町では備蓄しております。使い捨てでありますので衛生上も非常によいものと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

マンホールトイレ3個、南部コミセンに3個また簡易トイレ使い捨て5,000個。災害の度合いによって多いのか少ないのかというちょっと何とも、でもこれだけ整備していただければ、またいいのかなという思いであります。

次にベッドであります。段ボールベッド、なぜ必要なのかというと、地べたより10度体感温度が上がるのが分かっております。また、地べただと、地べたに寝たときはほこりが舞って感染症にかかりやすいので、床上30センチの高さが必要だと言われております。

本町では段ボールベッドは、協定を結んでいると思いますが、災害時どのように提供していただくようになるのか、この点もお聞きしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

トイレのほうでも追加でお話しさせていただきたいんですが、レンタル業者さん等ともいろいろ協定を、さらに結ばせていただいてまして、簡易トイレ、マンホールトイレ以外等にも準備をできるように提携をさせていただいておるのに加えて、先ほどご指摘のとおり、段ボールベッドの被災地での、またその避難所での有用性は十分あるということはもちろん感じておる中、町内にある段ボールメーカーさんと、ご承知のとおり、提携をさせていただいております。

具体的にどういうタイミングで、またはどういう時期でどういう形で提供していただけるのかっていうところの詳細については、誤解があっても問題がありますので、危機対策室長のほうから回答させたいと思います。

議 長 （今野善行君）

総務課危機対策室長甚野敬司君。

総務課危機対策室長 （甚野敬司君）

それでは犬飼克子議員の再質問にお答えします。

段ボールベッドにつきましては、協定先が今現在、会社は言えませんが、2つと協定結んでおりまして、まさに来週、そういった時間軸の話をして物をどういうものかというのを詰めながら、やってございます。ただ、能登半島地震の教訓であります、いろんな種類の段ボールベッドが来て、やはり被災者にとってはいいものになっていくんです。最初来たものが悪いというわけじゃないんですが、いろんな用

途がありまして、やっぱり平等性という観点では同じものを提供できるように、さらにいいもの、そして避難所に来るまでの時間軸を現在進めておりまして、どういったものがいいのか。それからタイムテーブル上、どういうふうにしたらいいのか。まさに今、詰めている段階でございます。

あとマンホールトイレですが、6か所。6個ということで、数は6か所ということで3で6個ということでもあります。

以上であります。

議長（今野善行君）

犬飼克子さん。

8番（犬飼克子君）

トイレもレンタル業者と提携を結んでおられる。また、マンホールトイレも6個、6か所整備をできる状況にしているということで、本当にあってほしくはないんですけども、やはりそうやって日頃の準備が大事だと思います。また、段ボールベッドも来週ですか、提携先と話し合いをするということで、やはり、先ほど答弁にあったように、能登でも形が違って本当に組み立てられなくて、本当に使えなかったということがあったとお聞きしております。せっかくその協力していただいたのに、そこはしっかりやっぱり使えるような、またその業者さんとせっかく協定結んでいただきますので、その辺のお話し合いをしっかりしていただければなと思います。

もう一つ、キッチン、食事についてであります。山形県鶴岡市で起きた土砂災害で、避難所へ支援で、加茂水族館に店を構える須田料理長という方が、フグ汁とごま豆腐を提供したそうであります。地元の海の幸や伝統食を食べて、体力と気力を回復してほしいという思いが込められていたそうであります。災害時の避難民もいますしまた支援する人もボランティアの方も、かなり来られると思うんです。やはり温かい食事提供の体制づくり、イタリア並みといかないまでも、やはり早い段階で供給するにはどうしたらいいのか。やはり、このキッチンカーの運営者とか、また飲食店などとの連携も視野に入れて、可能な限り温かい食事の提供のシステム構築とルール化を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

議長（今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

温かい食事、これは本当に重要だろうと思います。発災直後は避難食的なところで1日なりしのいでいただくのは、そういう必要性出てくるかと思えますけれども、それ以降については本当にあったかい食で、改めてほっとするんだろうというふうな思いがある中、ご指摘のとおり、町内にあります飲食店、または食品を販売されている会社さん等の災害協定の締結も進めていかなければならないだろうなというふうに思うところでありますし、加えてこれから検討に入っている給食センター等での炊き出し等も、これから一部視野に入れていかなきゃいけないのかなというふうな思いもありますが、一方でやはり各自主防災組織における炊き出しの訓練を継続いただきながら、町内の方々に頼る部分も、やっぱり大事だろうなというふうな思いで、今お話を伺ってました。炊き出しをしようと思っても食材がなければっていうところもあるでしょうから、加工いただくところまたは食材を提供いただくような環境でありますとか、そういった広い視野でこれからも提携先等と努めてまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

給食センターのお話が出ましたが、まさに言おうと思っていた。実は1月の能登半島地震を受けて、大災害時に被災者に素早く温かい食べ物を提供しよう、町で決めたところがあります。神奈川県のアシカ町と教育委員会は、町立小学校にある給食室の調理施設を、被災者への炊き出しに活用する方針を決めたそうであります。2月21日の某新聞に報道されております。元日に発生した能登半島地震で、被災者になかなかこの温かい食べ物が行き届かなかった教訓を生かすとのことであります。

この神奈川県のアシカ町の町長、小野澤豊町長さんが、1月に地震が発生して2月に2024年の当初予算案発表で、テレビで報道を目の当たりにして、すぐに取り組まないといけない、調理施設を誰でも操作できるようにマニュアルをつくりたいと話して、新規事業の1つとして急遽予算案に盛り込んだそうでございます。日常業務の中で対応できる事業としてなので、事業費はゼロなそうでございます。食材確保も、小野澤

町長はたくさん畑があり、米も野菜もたくさんある。町民にも協力してもらえと思うと語っておるそうでございます。

また、埼玉県北本市でも、災害時の避難所機能強化策の一環として、中学校の給食を自校式にして、広域避難所に指定されている全ての小中学校で、緊急時に調理室を使った炊き出しができるようになったそうでございます。ぜひ、大和町にも畑もあるし米もあるし、先ほども農業の質問がありましたが、町民にぜひ協力してもらえるように、平常時からその辺の何でしょう、体制づくりをして、ぜひ本町も取り組んでみてはいかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきます。

設備的にはちょっと老朽化している部分があるんですが、大きな考え方としては一つあるのではないかなと思って、先ほどもご回答させていただきました。今後の検討課題とさせていただきたいなというふうに思っております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

ぜひ、老朽化の対策をしていただきながら、災害時のこともしっかりと検討していただきたいと思います。

3件目に移らせていただきます。

3件目の安心して遊べる蛇石せせらぎ公園にでございます。熊本県天草市にある滝の周辺で、8月中旬に水遊びの後に、下痢や嘔吐を訴える人が相次ぎました。川の水が原因の感染症も疑われるとして、調査中ということでございます。蛇石せせらぎ公園も安心して遊べるように、以下の点についてお伺いいたします。

1 要旨目、蛇石せせらぎ公園の脇を流れる川の水質も、安全なのかという声を聞きます。水質検査をしてはどうでしょうか。

2 要旨目、蛇石せせらぎ公園に行きたいが、どこにあるのか分からないという声を聞くので、案内板を設置してはいかがでしょうか。答弁を求めます。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

犬飼克子議員の「安心して遊べる蛇石せせらぎ公園」に関するご質問にお答えいたします。

熊本県天草市にある轟の滝周辺で川遊びをした人が、相次いで体調不良を訴えた問題で、熊本県では滝周辺がノロウイルスなどによる汚染が発生し、さらに川の水量が少なくウイルスが滞留したために、水浴びをした人が経口感染した可能性があるとして、9月下旬、発表しておりましたが、なぜそこにノロウイルスが発生したのかは解明されていない状況と聞いております。

通常、ノロウイルスは、11月から3月にかけて多発をし、感染経路としてはノロウイルスを含む嘔吐物や下痢便に触れて感染する場合や、乾燥して口から吸い込むことにより感染されるそうですが、感染力が強いためどこからでも感染することから、石けんなどによる手洗いは非常に重要であり、外出後、トイレに行った後、食事前は必ず手洗いを心がけ、ふだんからのノロウイルスの予防が必要であると考えます。

1 要旨目の蛇石せせらぎ公園の脇を流れる荻ヶ倉川の水質検査につきましては、現在検査を行っておりませんでした。水量も滞留することなく流れていることや、宮城県ダム事務所での水質検査を毎月行っていることから、問題はないと考えられますが、せせらぎ公園には毎年夏場になりますと、多くの子供たちが訪れて水を楽しむことから、安全安心のために公園上流での水質検査を行うよう進めてまいります。

2 要旨目の蛇石せせらぎ公園がどこにあるのか分からないという方のために、町のホームページのたいわ観光情報サイトの中で自然公園を開きますと、蛇石せせらぎ公園を案内しておりますし、携帯電話での地図情報検索をいたしますと、蛇石せせらぎ公園が表示をされており、位置の確認が取れるかと思えます。また、蛇石せせらぎ公園を含めた南川ダム周辺の施設を全て、七ツ森湖畔公園と表現しておりますことから、観光案内看板は七ツ森湖畔公園と表示をして、国道4号線等から大きい看板や小さな看板で案内しております。公園内におきましては、アサヒナサブローの絵柄のある看板で誘導案内をしており、各施設の入り口付近にも看板を設置しておりますが、表示文字等が薄れているところもあるようでありますので、修復をしながら使用していく

考えでございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

1 要旨目の水質検査を行うよう進めてまいります。ぜひ、これも安全のために進めていただきたいと思います。ぜひ、異常のないときは安全性をアピールするために、ホームページとかまた旧ツイッター、XとかSNSでの発信も、やはりこういう心配をされている方もいるということでございますので、ぜひこういうSNSを活用した安全性のアピールをしていただきたいと思いますし、また若い人は見ていくと思うんですけども、私のようなじいちゃん、ばあちゃんも多分、孫と一緒にいくということもあると思いますので、その際は大丈夫というだよという、昔、川で遊んでいたときに私たちの時代、何でしょう、大丈夫だという旗、上げていた時期もあったんですね。ぜひそういう旗を掲げてもいいのではないかという声もありますが、この点はいかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

正直、すみません、私もやっているものだと、逆に思っておりました。という中で今回のご質問をいただいて、翌日に水質検査を早速させました。そうしたところ、大腸菌のみならず10項目以上、一部カドミウムだとかシアンであるとか有機リンとか、通常の水道水質検査等でやる簡易的な項目の、約20項目ぐらいの検査をさせていただきまして、まさに今朝ほど回答が入っておりますが、全て基準内であったこと、お伝えをしたいなというふうに思いますのと、議員おっしゃるとおり、夏場、小っちゃいお子様連れで水遊びをしていただいている関係、プラス加えて上流のほうに一部酪農をやられている方がいらっしゃる中、私もてっきりやっているもんだと、正直思っておった現状もありますので、来年度からは定期的に検査をしながら、どの頻度でやる

のかという部分はちょっと要相談、これから検討だと思うんですが、検査した内容については何らかの形で情報公開、私もしていくべきであろうと思っておりますので、そのように努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

基準内だということではっておりますが、やはり酪農もありますし、昨日も同僚議員がカヤですか、いろいろ川の付近にやはり、今大和町で問題になっている、大和町だけではなくやはり野生動物、イノシシをはじめ熊とか、そういう生き物のふんとか様々なものが流れてくると、また死骸とかも流れてくるかもしれませんので、ぜひ水質検査を定期的にやっていただいて、また情報発信も努めていただきたいと思います。

時間もないので、2要旨目に移らせていただきます。

案内板の設置でございますが、車で走っていると地元の方は分かるんですけども、通り過ぎてしまうっていう声が、先ほど見づらくなったので文字が薄れているところもあるので、修復しながら使用していくという回答でございましたが、ぜひその際には、大きい看板も小さい看板もあるということでございましたが、ぜひ看板を大きくしていただいて、見えるようにしていただければと思いますが、この点いかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの犬飼議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

小っちゃいお子さん連れの若い方々、比較的スマホであったり案内でいらっしゃる方が多いのかなというふう感じておりました。そういった意味では、グーグルさんであるとか、いろんな地図を見ますとせせらぎ公園等もマップ上にある部分で、ある意味十分かなというふうにも思える部分もありますが、限られた予算の範囲の中で

追加で表示をできる部分があれば、これから検討してまいりたいなというふうに考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

犬飼克子さん。

8 番 （犬飼克子君）

グーグルマップとかスマホでも行くんだけど、通り過ぎてしまうという声聞くんですね。あそこの駐車場整備すれば、広くなってきれいになるのかなと思いますので分かりやすくなるのかなという思いもありますが、ぜひその点もお願いしたいと思います。また、多くの人に来ていただけるようにまたほとんどの人がリピーターが多いように思います。ぜひ、安全で楽しめる、水質もしっかり検査もしていただく、また案内板もしっかりと表示していただいて、皆さんが楽しめる町内外の人が来ていただいて、またそこだけではなくその近辺の、昨日の質問にもありましたが、近辺の食事の施設もありますし、花野果もあります。そこでぜひ買物をしていただいて、大和町に少しでも税金を納めていただける方も多くなっていただければなという思いであります。最後に総括的なご意見があれば、お話があればお伺いしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

大和町のシンボルとも言っているですね。七ツ森、七ツ森を囲んで見られる南川ダム湖畔、本当に多くの方々に安心して遊んでいただきながら、食事なり買物等々いろんな形でお金を使っただけのような、交流人口が増えるような、そういう場所としていただく上でも、本当に安心安全を担保するのは、非常に大変な大事なお話だと思いました。改めて、再確認をさせていただいた内容でありましたが、ぜひこれからもそういった情報開示にも努めさせていただきながら、多くの方にお越しいただけるよう整備してまいりたいと考えます。

以上であります。

議 長 (今野善行君)  
犬飼克子さん。

8 番 (犬飼克子君)  
以上で質問を終わります。

議 長 (今野善行君)  
以上で、犬飼克子さんの一般質問を終わります。  
暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

議 長 (今野善行君)  
再開します。  
休憩前に引き続き会議を開きます。  
引続き一般質問を行います。  
11番渡辺良雄君。

11 番 (渡辺良雄君)

昼食で血液が脳から胃袋に行って、ともすれば睡魔に襲われる。そんな中で、私自身は緊張で血圧をもうばくばくと爆上がりしながら、中身が高血圧改善運動と相反するような質問をいたしますけれども、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

1件目、高血圧改善運動。

本町のホームページでは、健康づくりのための適塩のすすめを令和6年3月1日に発信しております。このページを確認いたしますと、令和3年度大和町特定健康診査結果、受診者の約6割がC判定以上の状況とあります。そして、減塩に取り組むことが高血圧予防の第一歩であり、適塩生活を説いています。

そこで1要旨、令和4年度以降、適塩生活指導で町民のC判定状況は改善しているのか。

2要旨目、近隣自治体では、東北大学東北メディカルメガバンク機構とコラボして、

減塩からナトカリ比を整える排塩を住民に勧め、効果を上げているようですが、本町も直ちに導入しては。伺います。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それでは渡辺良雄議員のご質問「高血圧改善運動を」についてお答えをいたします。

初めに、1 要旨目の「町民のC判定状況は改善しているか」についてであります。特定健康診査の結果におけるC判定、これは保健指導対象判定値ということになるわけですが、以上とはというところで定義をさせていただきますと、血圧の測定値が収縮期血圧、いわゆる上で130ミリメートルHg以上、拡張期血圧、いわゆる下で85ミリメートルHg以上である場合に該当するものであります。

令和4年度以降の特定健診受診者の血圧測定結果を見ますと、令和4年度の血圧C判定該当者の割合は、受診者全体で52.5%、令和3年度と比較するとマイナス2.9%となります。令和5年度では49.7%、令和3年度と比べるとマイナス5.7%と年々減少してきており、改善の傾向が見られます。性別ごとの結果につきましては、男性、女性ともに前年より減少している状況にあります。健診時はこの健診結果を基に、保健師等が日頃の食事内容や運動機会の有無などを聞き取りをし、生活習慣に応じた改善などの助言や取組の提案を行っているものであります。

次に、2 要旨目の「東北メディカルメガバンク機構とコラボしてナトカリ比を整える排塩を住民に進めては」についてお答えをいたします。

ナトカリ比とは、尿に含まれる食塩の主成分でもあるナトリウムと、野菜や果物の多く含まれ体内の余分なナトリウムを体外に排出する働きがあるカリウムの比率をいい、塩分摂取のバランスを表す指標の一つであります。ナトカリ比はナトリウムの量をカリウムの量で割った数値で、塩分摂取量が多く、野菜や果物の摂取量が少ないほどナトカリ比は高くなるもので、この指標を用いた研究に取り組んでいる東北メディカルメガバンク機構において、平成29年から登米市の健診会場においてナトカリ比を測定し、測定結果を受診者の保健指導に活用する仕組みが行われております。

このナトカリ比測定による保健指導の取組には企業も参加をしており、企業と共同で開発したナトカリ比の改善に役立つ保健指導ツールなども活用されているほか、登

米市においてもナトカリ比測定の導入以降、広く市民にナトカリ比測定の目的を普及させるため、啓発動画の制作やナトカリレシピの発行などにも取り組み、市民の食生活における適塩、野菜摂取の定着にも効果が見られているようであります。

本町は、全国と比較をすると、高血圧の有所見者の割合が高く、男性、女性とも脳血管疾患による死亡率も高い状況にあります。高血圧の主な原因の一つが塩分の取り過ぎであり、減塩は高血圧予防に欠かせないものとなります。

本町では、令和4年度以降、新型コロナ感染拡大予防のため中止していた健康教室などを本格的に再開をしており、町民に対する高血圧予防の啓発の一環として、減塩セミナーの開催、健診会場での家庭での血圧測定の推奨や、塩分チェックシートを活用した指導、町内の小売店で購入できる高血圧学会認証の減塩食品の紹介などを行っております。また、減塩のためには野菜の摂取も重要であることから、大和町スポーツフェアの会場や地域の健康教室等において、野菜摂取量を簡易的に特定できる機器での測定を行い、可視化された野菜摂取量の結果を基に、日頃の食生活を振り返っていただき、多くの方に野菜を食べることの大切さを伝え、野菜摂取量の増加に向けた啓発にも取り組んでおります。

高血圧の予防や改善には、減塩、野菜摂取だけにとられない全体的な食事バランスの見直しのほか、継続的な運動、過度な飲酒の抑制なども組み合わせて行うことが必要であり、登米市のほか、大崎市、大河原町などナトカリ測定を導入している市町における効果や課題、ナトカリ比に関する研究の動向なども情報収集しながら、高血圧予防や、健康に対する意識向上のための取組を研究してまいります。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

非常に丁寧な答弁をいただきました。広い範囲にわたってのご答弁をいただいたというふうに思います。ただ、減塩というご答弁が少し多くて、私の主張したい排塩、肺炎ガスとかそういうんじゃなくて、使用を廃止するというご答弁が少し少なかったのかなという気がしておりますけれども、国の厚生労働省の第3期データヘルス計画、これは令和6年から令和11年までの計画でしょうか。これを町も受けて、町の第3期データヘルス計画、具体化したもの例を見せていただくと、本町の高血圧を含むメタ

ボリックシンドローム該当者あるいはその予備軍の減少、平成28年度は47都道府県で宮城県男性ワースト1、女性がワースト9位。このような状況、食塩摂取量についてですけれども、そういう状況でしたけれども、このデータヘルス計画でしょうか、長寿社会、100年にふさわしい予防健康づくりの推進、そして、町民の健康寿命延伸、これらはデータを活用した予防健康づくり、これはPDCAサイクルによって行う。そのような計画を見させていただきました。

その中で、高血圧を含むということで高血圧がどのような悪さをするんだろうというところの振り返りでありますけれども、高血圧については、動脈硬化の進行、脳卒中、心筋梗塞、心不全、心臓発作、腎臓機能の低下、あるいは腎臓病のリスク増大、あるいはそのほか細かな眼底出血ですとか、そういったもろもろの悪さを体に与える。そして、高血圧の原因となるものの第一位が、やはり食塩の取り過ぎであるというふうにも言われております。そのほか、肥満ですとか運動不足、喫煙、飲酒過多、ストレス、糖尿病あるいは睡眠時無呼吸症候群と、そういったような様々な原因があるわけですけれども、個人にとって高血圧の原因とは何なのか。食塩が取り過ぎなのか、それとも遺伝なのか。これはいろいろ原因が特定できないというふうにも言われてはおりますけれども、やはりその中で一番影響が大きいのは、食塩の取り過ぎであろうというふうにも、聞いております。

先ほどご答弁いただいた中で、令和3年度に比べて2.9%減あるいは令和5年度は5.7%減。そして、そこには健診時における保健師さん方の懸命な努力、助言や取組への提案、こういったことによって令和4年あるいは令和5年、高血圧者が減少してきているのではないかというようなご答弁をいただいたんですけれども、振り返ってみて健康教室、たしか健診の後、健康教室あるんですけれども、各地域で行っているのかどうか。私は、吉岡のあそこしか行ったことがなくて、団地のほうであったのかどうか。あるいは、場所、会場が、それぞれの地域で健康教室やっているのかどうか。1点と、もう一つはそれらで概略何%ぐらい、健診を受けられた方の健康教室にいられて、今後のアドバイスを受けた方が何%ぐらいいらっしゃるのか。そのパーセンテージ分かれば教えていただきたいと思います。

議 長 （今野善行君）  
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えしたいと思います、正しい数字をお伝えしたいので、担当課長より報告させます。

議 長 （今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

それでは渡辺議員の再質問のほうにお答えをいたします。

地域での健康教室ということでございますが、健診、各地域で実施しております。毎年、5月から6月にかけてやっております。その健診の結果に基づいて、特に高血圧に関しましては、数値が高い方、保健指導という形で、先ほどの答弁のほうにも一部ございました。本人さんに生活の状況などを聞き取りをして行っております。それぞれのシートを用いまして、そのほかにも骨粗鬆症とか該当する方とか、少し気になる所見が見られる方については、特に保健のほうで健診結果に基づいてフォローを行っているという状況でございます。その対象、どれぐらいなる、いたかというのは、すみません、ちょっと手持ちございませんでしたので、回答できない状況でございます。ご了承をお願いします。

議 長 （今野善行君）

渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

今、担当課から答弁いただいたんですけども、私と認識、ちょっと違うんで、もう1回だけこの同じ質問をさせていただくんですけども。特定健診終わった後に、健康教室でひだまりの丘に私、何度か行って、直接指導を受けた覚えがあるんですね。非常に有効だなと。だから、そのことと思ったんですが、個別にというようなことで、私もちょっと血圧についてはC判定以上なものですから、ただ一度もそういうご案内いただいたことがないので、それってあるのというところからもう1回質問させていただきたいんですが。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問につきまして、担当課長から回答させます。

議 長 （今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

それではただいまのご質問、大変申し訳ありませんでした。健診結果に基づいて健診の結果説明会という形で、その結果説明に合わせまして、健康的なことをテーマに教室セミナーを実施しております。昨年、今年などは、特に薬に関することをテーマに実施をいたしました。先ほど説明いたしました健診結果に基づいた健診会場での指導につきましては、収縮期、上が150を超えた方を対象に問診、個別にさせていただいております。そういった状況で今、実施しております。

議 長 （今野善行君）

渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

私、150は超えてなかったんで、私のところ来なかったという理解をいたしました。先ほどのご答弁いただいた中で、2.9%あるいは5.7%の減で、いい傾向にあるんですけども、引き続きまだ高い状況にはあるという状況の中で、町としてはどれくらい、具体的に可視化できるような数値的なもの、例えば全国血圧のランキングなんかで、我が町が真ん中付近ぐらいまでいけばいいのか。あるいは、数値的に、今、5年度で49.7%、約半分なんですけれども、これを40%に持っていくことを目標にしているとか、そういう目標があれば教えていただきたいなと思うんですが。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

様々な形で、宮城県内での順位であるとか、全国的な順位であるとか統計的な数字は取られておりますものの、まずその目標値を、本当は定めていけばいいのかも分かりませんが、なかなかそこには至っていないのが現状でありまして、まず血圧のC判定の方、運動によって下げてください方または食生活によつての努力も必要でありましょうし、実際に通院をいただいて、薬を処方していただいて下げてくださいとか、いろいろなやり方があるかと思うんですが、目的や目標の数値を定めるよりは、より様々な施策を持って下げてください、心不全であるとか脳梗塞の血栓、その他心不全等と、先ほどお話あった病気をいかに抑制いただくのかってところが、一番の目的ではないのかなというふうな思いがありましたのと、あと冒頭から減塩という表現が多かったですねっていう話もいただいたわけでありましたけれども、確かにもう減塩を叫んでから、もう何十年とかたっておる中、比較的減塩という響きが、何か非常にハードルが高いような感じで聞こえてくる部分があるところていくと、今いかに適塩っていうような表現を変えたりさせていただいている中で、下げる一つの方法または見る方法として、渡辺議員おっしゃるとおり、排塩という指標もあるのかなというふうに思って今、全体を通して伺っておりました。

本当に病気を抑制するっていうところでの目標を、もちろん立てたいなというふうな思いではあるんですが、以上でございます。

議 長 （今野善行君）  
渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

今の町長のご答弁をお伺いすると、特に目標はないんだなということが分かりました。ご答弁いただいた中で、大和町のスポーツフェアの会場や地域の健康教室等において、野菜摂取量を簡易的に測定できる機器の測定を行い、可視化された野菜摂取量の結果を基に、日頃の食生活を振り返ってということで、この簡易的に測定できる機器での測定をやっておられるということなんですが、ちょっと想像つかないので、担当課長、ご存じだと思いますので、これどういうことかちょっとご説明いただいたらと思います。

議 長 （今野善行君）  
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

野菜摂取の測定ということでありましたが、私も測定を一度したんですが、野菜不足という結果が出たのもありましたが、具体的には測定方法、機器等の説明につきましては、担当課長のほうから説明させます。

議 長 （今野善行君）

健康推進課長大友 徹君。

健康推進課長 （大友 徹君）

それでは渡辺議員の件、簡易的な測定機器についてのご質問にお答えをいたします。ベジメーターと言われる機器がございまして、指先をちょっと検査機器に触れるだけで、表面にあるカルテノイドという、そういったものを検出しまして、今現在どの程度の野菜摂取をされているかっていうのを数値で表すようになっており、ABCという形で、数値によって判定が出るんですけども、日本人の今の、野菜の摂取目標1日350グラムというふうに示されております。そういう指標をまず基本としまして、どの程度メーターが触れたりするようなものもございまして、ふだんからその直前というよりは少し長く、日々野菜を取られている方はやっぱ数値が高く出たり、そういったものがございまして、町で持っている機器ではないんですけども、非常に高額ですので、国保連合会のほうからちょっと借用いたしまして、町の健康事業などで啓発ということで、そういった取組をしているところであります。

議 長 （今野善行君）

渡辺良雄君。

11 番 （渡辺良雄君）

理解できました。それでは2要旨目に参りますが、ナトカリ比についてですけども、10月頃でしょうか、NHKのテレビ放映があつて、ここでも名取のナトカリ比の報道を見られた方もたくさんいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけども、ここにご答弁で、登米市、答弁でいただきましたので、もう登米市ということでお話をさせていただきますけれども、登米市では平成29年度から、ご答弁いただいたとおり、このナトカリ比、何か手に挟んでという測定機は先ほどの機器とはちょっと違ってで

すけれども、まだ商品化はされてなくて、研究用だけしかないけれども、非常に高額で20万ぐらいかかるような、1つが、そういったものも登米市には装置を置いて、市民の方が軽易に測定できる、そういうようなこともちらっとお伺いをしました。

今、減塩、減塩ということで、先ほど効果が上がっているというのは理解はしたんですけども、それをさらにいい効果を上げるためには、減塩だけでは限界があるんじゃないかなと。先ほど、同僚議員も言っていました、食べる前に、味がどうこうの前にしょうゆをぶっかけると。もうそれは習慣だと。しょうゆをぶっかける行為はしなければ食う気にならない。それくらい身にしみているというか、そういったところから塩分を取り過ぎてしまうところがあるのかなと思うんですけども、登米市でやっているのは、ナトカリ比を測って自分が野菜が足りているのか、足りていないのか。そして、それでもって食生活を塩を減らさずに、血中塩分を下げたてて血圧を下げていく、そういったような効果があるということなんですけれども、ご答弁いただいた最後の結論のところですけども、ナトカリ比に関する研究の動向なども情報収集しながら、高血圧予防や健康に対する意識向上のための取組を研究していくということなんですけれども、町長、どれくらいの排塩という思いあるいは登米市なんかは市民の方、ほとんど知っているんです。私、テレビ見るまで、ナトカリ比って全く、何のことか分かんなかったんですけども、登米市民はナトカリ比はみんな知っている、そしてそれに取り組んでると、そして効果を上げていると。そういったことで、今、答弁いただいたんで、研究してまいるということなんですけれども、それをどれくらいの思いで研究していくのか、その所信のほどをお聞きをしたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、登米市のほうでも今測定している方法というのが、医療機器メーカーさんで尿から測定をしてできる測定器もできておまして、そういったものを使って健康診断の場でナトカリ比を測定をされておるようであります。くわえて、まだ研究段階的なところがあって、もちろん直接的な因果関係があるのかどうかというところを含めて、いろいろ研究されている中、日々の食生活によって、すごいその数値も影響されたり暴れたりするように伺っております。くわえて、遺伝的なところもあるのか、な

いのか等も含めて、そもそもカリウムを体質的により多く排出されるような、臓器の関係であったり、いろいろ医学的などころで一つの要因で言えない部分があるようでもありますので、もう少し方向性としていろんな医学的知見が高まった段階で、一つの手法として考えるべきかなというふうな思いであるんですが、比較的血压計のほうがそういった意味で身近なもので一家に1台以上、今、お持ちの家庭が多分多いのではないのかなというふうな思いがある中、野菜の摂取ももちろん促させていただくのも当然でありますけれども、あと運動であるとか過度な飲酒を避けていただくとか、その他の総合的などころでやっていただく必要があるのではないのかなというふうな思いがありまして、もう少し因果関係とチェック、実際のどういう対策を進めるのか等、知見がもう少し固まってからのところ、検討進めたいというふうに考えてございます。

議長（今野善行君）  
渡辺良雄君。

11番（渡辺良雄君）

お伺いをしました。答弁いただきました。やっぱり、なかなか人間、病院の食事って薄味で、そうすると食べたくないなあと。やっぱり味の濃いものを食べたい。それが人間の本能なのかどうか分かりませんが、塩を減らす努力よりは塩を出してくれる、そういった方策といったものもこれから研究をしていただいて、町民の健康を、健康度を上げていただきたいと思います。

1件目の高血圧改善運動については終わって、2件目に入ります。

2件目、県道の防護柵及び防犯灯設置要望を。

県道大衡仙台線の小野から宮床へ至る県道（以下小野坂と言います）は、防護柵及び防犯灯の設置が一部あるものの途中で途切れ、中途半端感が否めず、防犯上も不安を感じます。

1要旨目、小野坂は平成16年、道路局長通達の防護柵設置基準を満たしているのでしょうか。また、防護柵及び防犯灯設置について県に要望しているのでしょうか。

2要旨目、宮床中学校では自転車通学のお知らせとして、小野坂は通学してはいけない箇所指定されておりますが、防護柵及び防犯灯が設置され、歩道の自転車通行が法規上認められれば、通学路となり得るのでしょうか、お伺いをいたします。

議 長 （今野善行君）

答弁を求めます。

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

続いて「県道の防護柵及び防犯灯設置要望を」についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、1 要旨目の「国土交通省道路局長通達の防護柵設置基準を満たしているのか。また、防護柵及び防犯灯の設置を県に要望しているのか」についてのご質問です。

ご質問の防護柵設置基準、以下設置基準と言わせていただきます、におきまして、防護柵は主として、車両が路外、対向車線、または歩道等に逸脱するのを防ぐとともに、車両乗員の傷害及び車両の破損を最小限にとどめて、車両を正常な進行方向に復元させることを目的に、また走行者及び自転車の転落もしくはみだりな横断を抑制するなどの目的を備えた施設とされております。

ご質問の県道大衡仙台線につきましては、車両の走行速度が速い道路でもありますことから、宮床中学校の通学路として設定可能となるよう道路管理者である宮城県に対しまして、防護柵の設置要望をしてきたところであります。

宮城県によりますと、これまで同路線に設置しました防護柵は、車両の通行速度が高い区間で、車両の歩道への逸脱等による2次被害の防止を目的として、県道西成田宮床線との交差点より小野地区に向かう歩道の車道との境界に、設置基準に基づき、車両用防護柵を設置しているところであります。また、宮城県からは、今後も継続して設置する計画であると伺っておりますので、町といたしましても、事業のさらなる進捗について要望してまいります。

次に、防犯灯につきましては、大和町照明施設等設置修繕に関する要綱、これを定めて取り扱っております。同要綱において、設置基準等を設定をし、対象区域は町内全域として、設置する道路等を確認し、設置を判断しております。

ご質問の区間につきましては、道路管理者である宮城県におきまして、道路照明灯2基が設置されておりますので、まずは県道に設置されました電力柱への防犯灯の添架が可能となるよう関係機関と協議しますとともに、さらなる延伸に向け検討してまいります。

次に、2 要旨目についてであります。宮床中学校では、議員ご承知のとおり、小野坂の区間におきましては、スクールバス以外での通学手段といたしましては、徒歩

通学。この区間は自転車から降車して歩くことを条件としてのみ、許可をしているところであります。その理由としましては、過去に同校の通学路内で歩道を自転車で通行していた生徒が転倒して、通行車両と衝突をし亡くなられたという背景がございます。また、当該区間の歩道は道路交通法上、自転車も通行可能な歩道となっておりますが、現状のような防護柵のない長い下り坂を自転車で通行した場合に、車道に逸脱し、大きな事故につながる危険性が非常に高いものと考え、学校及び本町、教育委員会では、現在、当該区間のスクールバス以外の通学手段としましては、徒歩通学のみ許可をしているものであります。

今後、学校では、当該区間全てに防護柵が設置をされ、生徒の安全が一定程度確保できるものと判断できれば、自転車通学もできるよう要件の見直しを行うことにございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

今、答弁いただいた中で、防護柵について道路局長通達の設置基準を満たしているのか、いないのかについて、もう一度問いたいんですけども、設置基準に基づき車両防護柵を設置しているけれども、それは途中で途切れていて、途切れたところは設置基準を満たしていないという見解でいいのでしょうか。そこところがちょっとご答弁がないと、私は思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

今、設置していない場所でありますが、今、県のほうと既に常時協議をしております、基本的には設置を随時していくという方向で、今、動いておるんですけども、ちょっと上のほうから始めるか下のほうから始めるから、全体での予算的などころの確保のところも一つの課題になっているようでありまして、いずれからか効果的などころ、ほうから進めていく担当課と、県の土木事務所のほうと協議を始めさせていた

だいているという理解をしていただければと思います。よろしくお願いします。

議 長 （今野善行君）  
渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

そここのところの追及はこの程度にして、基準を満たしている、満たしていないの争いは意味がないですので、ただ満たすというか、県のほうもやらなきゃいけないという思いは、ここでご答弁見ますと、気持ちが表れているなというふうに思いますので、あとはできるだけ私たち町民としては一日も早く設置してほしいなということで、町には一日も早い設置をご努力いただきたいなと、県に突きつけてほしいなというふうに思います。

それについては、あと防護柵については以上なんですけど、今度は防犯灯についてなんですけれども、今ご答弁いただいた中では道路照明灯というふうに回答いただいたんですけれども、答弁いただいたんですけれども、あれは防犯灯ではなくて、道路照明灯ということですよ。町道の、例えば杜の丘、もみじヶ丘の道路照明灯、すごい立派な照明灯がついてますけれども、あそこの分、小野坂のあれが県道の道路照明灯なのかというか、防犯灯にしか見えないんですけれども、もう一度それが本当に間違いなく照明灯であるかどうか確認させてください。

議 長 （今野善行君）  
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

今ただいまのちょっと質問の前に、先ほどのガードレールの防護柵の件でちょっとお話しさせていただくと、県の基準ですと、あくまでも車が道路から逸脱しないようになっていうところがあって、高さ的などころがありまして、前には宮床中学校で起きた事故の例からいきますと、自転車で転倒してしまって、誤って車道に生徒さんが出てしまったところで、車にはねられたという痛ましい事故があった関係もあって、設置基準を定める、県がいわゆる設置基準を定める車の逸脱しない高さの柵と、児童生徒さん方が自転車に乗って、仮に転んでも出ないっていうところでの柵の高さをどう置くのか等があって、その辺も含めて今、ちょっと協議をさせていただいている状況

であることをつけ加えて、ご説明をさせていただきたいと思いますが、くわえて道路照明灯に2基が値するののかというところでいくと、担当課長のほうからちょっと、再度説明をさせたいと思います。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

それでは渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

大衡仙台線にございます答弁にもございました2か所の照明灯については、いわゆる一般的な道路照明灯と言われるものでございます。もみじヶ丘、杜の丘等にある照明灯も同じ道路照明灯ではございますが、区画整理等で設置したものであるということで形のまた違う部分がございますが、基本機能的には同じものという形で設置をされているという形になってございます。

議 長 （今野善行君）

渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

道路照明灯であるということを理解をいたしました。それも、防護柵と同じところで切れているという状況でございますし、県のほうに要望をいただいて、私、個人的にはどっちでもいいです、防犯灯でもいいし、道路照明灯、どっちでもいいと。もう4時過ぎると、今、真っ暗になります。そんな中、子供たち、あそこ歩いているんですね。真っ暗な中、歩いているんで怖いなあという気持ちもあります。最近、誘拐とか不審者情報とかたくさんある中で、暗がりが多いというのはやっぱり子供たちが通らないところならまだしも、子供たちの通学で歩いて、部活やって遅くなってバス乗り遅れて歩いて帰ってくるのかなって思っているんですけども、そういった状況の中で何とか早くしてほしいなと思います。防犯灯でも道路照明灯でもどっちでもいいですけども、これも早く取り付くよう要望をお願いをいたします。

続いて、2要旨目ですけども、小野坂、宮床中学校の校長先生が出している通学の令和6年度自転車通学についてのお知らせ。こういった中で、小野坂とももちろん自転車に乗れば軽車両、降りれば歩行者ということで、生徒さんにも降りて歩行者にな

ってるならいいよということなんですけれども、こちらに聞くべきなのかどうか分からないですが、降りる起点、終点。これ小野坂っていつて子供たちは知っているんですかね。どこを起点として自転車を降りて歩行者になりなさい。どこを過ぎたらまた自転車乗っていいですよって、これはっきりしているのかどうか、ちょっと地点、分かれば教えていただきたい。

議 長 （今野善行君）  
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）  
渡辺議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。  
結構長い下り坂ですから、多分坂全体かなというふうに思うんですが、教育総務課長のほうから詳しくは回答させたいと思います。

議 長 （今野善行君）  
教育総務課長青木 朋君。

教育総務課長（青木 朋君）

それでは、渡辺議員の再質問にお答えさせていただきます。  
先ほど議員がおっしゃっておられました学校のお知らせのほうで、裏面のほうに学校のほうから図面をつけておりますものがございまして、その中で、徒歩通学のみ可能という地点で示しております箇所でございますと、学校からちょっと、小野坂を小野方面に下りまして、信号があります。そこまでの区間を徒歩通学のみ可能ということで記しているところがございます。よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）  
渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）  
失礼しました。1ページ目しか見てませんでした。2ページあったんですね。分かりました。  
それで、町長、我が町は自転車競技場があって、昨日も同僚議員が自転車の一般の

ありましたけれども、非常に自転車の乗られる方多い。あそこの小野坂もたくさんの方が、大人の方が自転車で走っておられる。で、それを子供たち、子供たちったいいんですかね、生徒さんが見て、大人はいいなあ、何で僕らだけ駄目なのというふうに、やっぱりなるんじゃないかなあって思うんです。

たまたま、土曜日あの辺私、おること多いもんですから、あの辺で生徒さんが自転車、本当に押してきて、あそこの新しい道って、やっぱりぐるっと回るよりこっちのほうがいいのって聞いたら、いや、やっぱり近いしこっち通りたいんだと。あるのは便利なんだ。それから、土曜日なんか部活なんかもあるんですかね。中学生がジャージ来たまま自転車押しながらとか、結構たくさん往来があるんですね。そんな中で、大人はしゃあしゃあ行くんです。僕らは、私らは押していると。そういう不公平感もあって、あんまり教育長よくないんじゃないかなとか、そう思わないですかね。大人はいいな。何で僕ら、私らは。その辺に関してはどうでしょうか。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えさせていただきたいと思います。

私も、比較的スクールバスがあるにもかかわらず、土曜日意外と歩いて通われている生徒さんが、このところ増えてきているやに、確かに拝見しておりました。時間的ないろんな制約を受けたくないというところもあるのかなというふうな思いもあった中であります。

そういった中であそこの結構な下りの坂で考えると、それなりのスピードが出る中、一般の車の免許を持たれている一般の方と、免許やっぱり所持をしていない中学生の通学手段として使われる自転車の安全確保と、多少やっぱり変わる部分はあるのかなという気がしておりますが、いずれにせよ、通学路として安全に通える環境を整えるのも、我々大人の仕事であろうと思いますので、防護柵の設置に加え、街灯整備等遅れることがないよう、幾らでも早めに対応できるよう関係する県とも、あと東北電力さん等も協議をして進めてまいりたいなというふうな思いで伺っておりました。

やっぱり児童の命は、幾らでも守りたいという思いかなというふうな気持ちでお話を伺ってました。

以上であります。

議 長 （今野善行君）  
渡辺良雄君。

1 1 番 （渡辺良雄君）

通学路の部分になるところだけでも防護柵あるいは防犯灯、急いでいただければなという思いと、先ほど町長のほうから防護柵についてということであったので、もう1回だけ質問させていただきますけれども、道路局長通達の中身を見ますと、車両用についてはたしか70センチとか高さがあって、あそこ途切れている途中のところを見ますと70センチぐらいしかなくて、これやっぱり車両用の防護柵なんだなという思いがあります。あそこは自転車も通れる歩道で幅が広くて、しかも車道よりも歩道が高いところになっているんですけれども、歩道用の防護柵だとたしか110センチという規定があれに書かれてたと思うんです。できれば、中学生が通学路にこれがなれば通学路として、教育長もいって言うているわけですので、それは車両用の防護柵ではなくて、歩道用の防護柵110センチの防護柵、もしそれ詳しく見ていただければですけども、どうせつけるならあと30センチ足していただいて110センチのものをつけていただく、そういう方向には要望していただけないですか。

議 長 （今野善行君）  
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

山下橋近辺の高さの防護柵を見ていただければ、ご承知のとおり、110センチ以上120センチ近いような防護柵が設置されておる状況です。あそこの小野坂のところでは、ラウンドアップになってまして高い歩道の上に車両用に確かに70センチ、県の規格でいえばもちろん、なかなか担当課からいろいろ協議をお願いはしているようなんですが、やっぱり県の条例にももちろん従った中で設置をされている中、あれ以上足すとなれば、単費でというような話も会話の中ではされているというふうに伺っていますので、その辺も含めてどういう形がいいのか。

自転車ですね、逆に電動自転車アシストだと、下り坂が逆にスピード出ないようなモーターで制御等もあるのかも分かりませんが、そうじゃない普通の自転車の場合です

と、やっぱりブレーキがたまたま故障していただとか、ワイヤー切れて利かなくなつて止まらなくなつたらとか、いろんな懸念もされる部分もあるもんですから、いろいろその辺も含めてトータルのにどういう方向性がいいのか、関係機関と協議してまいりたいと思います。

以上であります。（「以上で、私の一般質問を終わります」の声あり）

議 長 （今野善行君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時5分とします。

午後1時55分 休 憩

午後2時05分 再 開

議 長 （今野善行君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

12番槻田雅之君。

12 番 （槻田雅之君）

本日、本年最後の一般質問となりますので、簡潔明朗に町長と意見交換したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは、通告書に従ひまして2件質問いたします。

1件目は、職員にとって働きやすい職場にです。

新町長体制となり、職員にとっては働きやすい職場環境が整備されていると思ひますが、以下の点についてお伺ひいたします。

1つ目、ハラスメントに対応する組織及び窓口などの体制と、内部通報制度の体制は。また、研修や内部教育はどのように行っているのでしょうか。

2点目、本年度における職員の早期退職者及び病氣休職者は現在まで何名ですか。また、その主な理由は何でしょうか。また、早期退職者を減少させるための対策は報じているのでしょうか。お願ひいたします。

議 長 (今野善行君)

答弁を求めます。

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

それでは、槻田雅之議員の「職員にとって働きやすい職場に」というご質問にお答えをいたします。

本町では、令和4年3月に人材育成基本計画を策定し、その中では働きやすい環境づくりを推進することとし、職場のチーム力の向上、コミュニケーションの活性化、心身ともに健康で働きやすい環境づくりを掲げております。

1 要旨目のハラスメントにつきましては、令和2年4月に職員のハラスメント防止に関する指針要綱を策定しております。この指針では、ハラスメントへの組織としての取組を示しており、相談窓口の設置、ハラスメント処理委員会による事実関係の調査、対応措置を審議することとしております。

職員への教育としては、平成29年度からではありますが、3年ごとに研修を実施しており、最近では令和4年度に実施をしております。ハラスメントにつきましては、機会あるごと、庁議ごとに、庁議等において注意喚起を促すこととしており、周知徹底を図っているところであります。

一方、内部通報制度におきましては、消費者庁の指導により、通報相談窓口の設置が求められておりますが、本町も含め全国市町村の約3割が未設置の状況にあり、職員数が300人以下の本町と同規模の市町村では、未設置が5割を超える状況となっております。宮城県でも同様であり、県内20町村のうち12町村が未設置となっております。本町では、本年度中に内部通報の体制づくりを検討し、早期に職員に周知、運用を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2 要旨目の早期退職者及び病気休職者につきましてお答えをいたします。

本年度現在までの早期退職者は5人おまして、そのうち病気休暇からの退職者は2人となっております。そのほかの3人は、家業の仕事に就くためなどの理由により退職となったものであります。病気休暇の取得者は22人おまして、そのうち9人がメンタル系の病、12人が新型コロナウイルス、インフルエンザの短期の休暇となっております。メンタル系9人のうち2人は180日の休暇期間で治癒しないため、私傷病の休職となったところです。

近年、メンタルの病により休暇を取得する職員については、本町だけに限らず県内市町村、全ての公務員においても同様に増加している状況にあります。新しい業務への対応のための時間外勤務や、長期休暇の職員の業務をカバーするための負担増などメンタルヘルスを損ない、新たな休暇、退職につながるケースも考えられるところがあります。こういったことによる悩みを抱えている職員を、早期に把握、ケアするために、ストレスチェックや月1回の産業医面談を実施をしており、これらを活用して早期退職者が減少をしていくよう努めてまいります。

以上であります。

議 長 (今野善行君)  
梶田雅之君。

1 2 番 (梶田雅之君)

では、再質問に移らせていただきます。まずは、1 要旨目のハラスメント関連でございます。今まで職員から相談件数あったかどうか。あとは、相談ケース、どのような相談、話せる範囲であるのであればどんな相談があったのかお聞かせください。

議 長 (今野善行君)  
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)  
ただいまの件につきましては、総務課長から回答させます。

議 長 (今野善行君)  
総務課長千葉正義君。

総務課長 (千葉正義君)

それでは梶田議員の質問にお答えいたします。

確実にハラスメントというような相談というのは、正確にはございませんが、こういうことで困っているんだ、職場関係で悩んでるっていうような質問は、多いときで月に三、四件。年間を通して、30件程度、私は承っております。統計的な数字を取っているものではございませんでしたので、そういう答えでご了承願います。

議 長 （今野善行君）  
梶田雅之君。

1 2 番 （梶田雅之君）

相談件数は分かりました。次に、ハラスメントのアンケートを取っているかどうか。よく学校では、いじめ、現場を目撃したことがありますかとか、よく取っているんですけども、大和町の役場内でもそういうハラスメントを見かけたとか、そのようなアンケートなりそういうのを取っているかどうか、その辺お聞かせください。

議 長 （今野善行君）  
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

正式な件数を把握していない関係もありまして、アンケートを今、取らせていただいているわけではございません。

議 長 （今野善行君）  
梶田雅之君。

1 2 番 （梶田雅之君）

大和町のハラスメントの相談窓口、あとハラスメント処理委員会ですかね。これ内部でやっているかと思ったんですけども、間違っていたらあれなんですけれども、私は外部のほうで実際やったほうがいいんじゃないのかと思っております。

理由としましては、ハラスメントを受けた、実際行ってはいないとは思ってますけれども、上司であるとか同僚であるとか部下とか実際ありますので、その辺を考慮して、なるべくなら外部でやったほうがいいのかとは思っているんですけども、実際大和町体制として内部か、外部なのか、あとは実際、今、内部であれば外部にする気持ちがあるのかどうか。その辺お聞かせください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの槻田雅之議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今現在も、総務課の内部に窓口がございます。同じような意識を持っておりまして、外部に置くべきじゃないというような協議も含め、今、総務課のほうで検討させている状況であるという状況でございます。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

私も、こういう問題って少しシビアな問題でございますので、なるべくなら内部よりは外部、例えば外からのハラスメントであれば、内部でも構わないと思うんですけども、内部からのハラスメントも結構あるという話も聞いておりますので、できれば外部のほうがいいのかなど。それこそ代表監査役とか、いろんな町のいろんな部署ありますから、そういう人たちに協力してもらって、ぜひ早期に立ち上げてもらえればと思っております。

次に、ハラスメントの研修についてご質問したいと思います。私も研修何度か受けたこともあるんですけども、どちらかというと、これはハラスメントに値しますよという研修だったんですけども、要はハラスメント受けたときにこういうような対処をなさいますとか、そういうのも必要だと思っております。実際、町で行っているその研修の内容としては、どこに重き、全体的に重きを置いていると思うんですけども、どのような研修の講義なのか。その辺、分かる範囲で教えていただければと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問であります。すみません、私自身が受けていない、まだ現状なものですから、管轄をする総務課長より回答させたいと思います。

議 長 (今野善行君)

総務課長千葉正義君。

総務課長(千葉正義君)

それでは槻田議員のご質問にお答えいたします。

答弁の中でも、近年では、失礼しました。令和4年、実施したというふうにお答えしております。令和4年11月に2日間日程を抑えまして、係長以上の者にこの研修を受けてもらっております。内容といたしましては、議員さんおっしゃるとおり、ハラスメントの基礎的な部分、係長以上が対象でしたので、上から指導する立場、監督する立場ですので、そういう部分、ハラスメントに気づくためにはという部分であり、そういうハラスメントにならないようなコミュニケーションの力を、どういうふうにして生かしていくか、そういう内容で研修を行ったところでございます。

以上です。

議 長 (今野善行君)

槻田雅之君。

12 番 (槻田雅之君)

確かに職場内であれば、やっぱり一番大事なのはコミュニケーションだと思っておりますので、そういう意味でやっぱりコミュニケーションがしっかり取れば、ハラスメントも大分減るのかなと思っております。

次に、答弁の中で、庁議等において注意喚起を促しているという話がありました。注意喚起の内容ですけれども、これはどちらかとハラスメントするなよという注意喚起なのか、受けるなよっていう、その捉え方なんですけれども、どのような注意喚起を行っているのか。その辺ちょっと中身を教えていただければと思います。

議 長 (今野善行君)

町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

一つの例ということになるかも分かりませんが、年に1回、各全員を対象にストレスチェック等やらせていただいております。くわえて、残業時間が多い職員がいろいろ精神的なプレッシャーを感じたりして休まれるケースも気にしておる現状でありまして、そういった意味では、そういった対応が結果的に休職者なりを招く原因ではないのかというところをお話しさせていただいているのと、加えて人事異動もこれまではどちらかというところ、年に1回ないし2回というような扱いでありました。そこを今年度から、業務の量的なところも、季節によって変わる部分もあるでしょうし、いろいろ休まれる方等ある中で、ある意味、機動的に機能的に、毎月でも必要な異動をするという方針で、今年4月から向かわせていただいております。

あと管理職の特に評価というところで行くと、部下も含めた人員のマネジメントも、重要な評価要因ですよということをお伝えもしながら、叱責するのではなくて、きちんとした指導するよというふうなことがある、月1回の庁議等でも、いろんなそういう数字が出てきた際に、私からお話しするケースもありますし、総務課長のほうからお話しするケースもあったり、そういった内容が今の具体例ということになるかと思えます。

以上であります。

議長 (今野善行君)  
梶田雅之君。

12番 (梶田雅之君)

今の内容を聞いて、注意喚起というあるいは研修なりそれなりの中身の濃い、すごい立派なことをやっているんだなと思っておりました。安心しました。

次に、今、ハラスメントの対応といたしまして、私の一つの案、要望としましては、要は窓口に録音機を置いたらどうかというのを、ちょっと提案したいと思います。何かといいますと、よく今、電話におきまして、この電話は録音されてますよということもよくあります。また、中には1時間も居座っている方もおられるかもしれません。なので、当然その分、職員も時間も取られるわけですから、そこに録音機あって今、録音機あっても別に違和感ない時代でございますから、よく電話かければこの電話は何かのため録音されておりますとありますので、特にそのような、結構苦情なり、長時間いるようなところには、この録音機を置くべきではないかというのが一つの案でございます。

またそのほかに、役場としてそのようにハラスメントでどのような、防ぐというか、そのような、対応を取っているのがあれば教えていただきたいと思います。一つは録音に対することと、実際、町としてどのようなそのハラスメントを防ぐっていうか、未然に防げるような対応を取っているのか。その件についてお聞かせいただきたいと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

槻田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

ハラスメントの中でも、どちらかというカスハラと言われるカスタマーハラスメントに近い対応の策の一つとして録音機の設置等々、確かに有効な部分はあるのかなというふうに思いますが、一方で席次も管理職が一番奥側の席にはなりますが、窓口のほうが見えるような配置にしておりますので、そういった意味ではなかなか担当係長で話が進まない場合には、きちんと課長が逃げることなく対応するよというよいうことで対応もさせていただいておる中ではありますが、検討する余地はあるのかなと思いますので、私どもでは検討してみたいと思いますが、あとそのほかのハラスメントといってもいろんなパワハラ、セクハラ、いろんなハラスメントがあるわけですが、やっぱり外部の講習も伺いながら、やっぱり受ける側がハラスメントと考えればもうハラスメントなんだよという部分を理解をしながら、各職員が、職員間または町民の方とどう触れ合っていくのかっていう部分、改めて認識をしていただく場という意味では、外部研修等がやはり有効であろうなと思いますし、今もやっておりますが、継続して、やってまいりたいと考えております。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

今、先ほど、町長、受ける側がハラスメントと、すみません、今は逆に周りが、これハラスメントだと思うのはハラスメントだって、すごくもう基準が厳しくなってきたんですね。前ですとあの人だったらいいけれどもこの人は駄目だっていうのは、

本人が確かにハラスメントじゃないと言ったんですけど、周りから見て今度はあれはハラスメントでしょというのものもあるという、すごく何か住みにくい、住みにくいって言い方悪いですよ、というようなことだと、それを付け足したいと思います。

次に、内部通報制度についてお聞きしたいと思います。企業では、従業員300人、アルバイト、契約社員、短期いろいろの企業については、内部通報制度必要だということでございます。町のほうは地方自治法ですか。絡みもありますので、そこまではないと思いますけれども、町として実際短期、有期雇用者とか入れますと、今全体で何名いるのか。まずその全体人数ですか。職員以外、働いている方合わせて何名いるのか。その辺教えていただければと思います。

議 長 （今野善行君）  
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）  
ただいまの再質問につきまして、正確に総務課長から回答させたいと思います。

議 長 （今野善行君）  
総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは槻田議員の質問にお答えいたします。

職員として、正職員、我々につきましては223人で、会計年度任用職員と言われる職員については、すみません、そちら正確ではないんですが、今回の給料、期末手当等支給した対象の職員は120名ほど。合わせまして350人ほどとなります。よろしくお願いたします。

議 長 （今野善行君）  
槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

この内部通報制度、当町も、本年度中に体制づくりを検討するという話でございます。よく、企業の話をしみますと、内部通報制度でも発覚されているのが約58%、複数

回答ですかね、58%の方が内部通報で不正が発見されていると。次に、内部監査のほうで37.6%、あと上司からの報告で31.5という形で、この内部通報制度における不正の発見というのは結構大きいんですね。当然、役場と会社企業、ちょっと違いがあるにしても、そこは早急についていうか、本年度中なので、特に問題はないかと、早急にそれ必要だなと思っております。

確かに、我が町の代表監査役をはじめ、監査役、管理職、大変優秀でございますが、その辺も早急に今年度中に検討するとございます。当然、メリットもご理解していただけたらと思いますので、これは前向きにちょっとご検討していただきたいなと思います。この内部制度につきまして、もう一度、町長のほうからご意見をお聞きしたいと思っております。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの槻田議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

行政、地方公共団体のみならず、大企業であっても、いろんな不正がある中、内部通報制度があって初めて明るみに出てくる部分がいまだにあることを考えますと、正職員223名に加え、任期付きの職員さん方含めて300人以上を超える所帯でもありますので、必要だろうというふうに思っておりますので、今年度内に準備できるよう準備してまいりたいと思っております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

では、2要旨目の退職者及び休職者の質問に移らせていただきます。答弁を聞いて、まさにそのとおりでなと思って感じているところでございます。悪い言い方をすれば、負の連鎖が発生しないうちに、何とかしなきゃいけないのではないのかなと思っておりますのでございます。

やはり、本町の特性というんですか、ほかの自治体とここが違うから、うちの強み

はここですとか、やっぱりそういう特徴出していかないとなかなか難しいのかなど。そして、なおかつ職員にはやりがいを見つけてもらうということが、一番大事なのかなど思っているところでございます。

前置きはそのくらいにしまして、中身についてちょっとお聞きしたいと思います。先ほど答弁の中で時間外の話をちょっと触れておりました。平均して時間外が何時間くらいなのか、あとはマックスでしている人でどのくらいいるのか、その辺の話をちょっとお聞きください。また、傾向として、ここはここ最近の話なのか。あくまでも昔から、10年前からそういう形ですよとか、その辺の傾向も併せてお話をいただければと思います。お願いします。

議 長 （今野善行君）  
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）  
ただいまの質問につきましても、総務課長のほうから回答させたいと思います。

議 長 （今野善行君）  
総務課長千葉正義君。

総務課長（千葉正義君）

それでは、槻田議員の再質問の時間外についてお答えさせていただきます。

時間外の勤務につきましては、毎年5月に要因の整理、検証を行っております。令和5年につきましては、年間を通しての総時間外勤務数、全体で193人が対象でございましたが、3万1,284時間、となります。平均しますと1人当たり162時間となり、この時間数は、令和5年度は10月に、町長選挙、県議会議員選挙、3月に、町議会議員選挙、3つの選挙がありましたので、1つの選挙で、大体1,600時間ぐらい。町の職員100人ほど従事しますので、そういう部分も含まれた数字となっております。

そういう中で、やはりその月としての時間外が多い月としては、年度末の3月であったり、あとは年度初めの4月っていう月が多い傾向にございます。課によっても、その繁忙期は当然違います。税務課であれば3月、申告の時期でございます。あと、9月の決算に向けて出納整理であったり、決算審査に向けた準備とか、そういうのがありますので、一概に全ての課がこの月というものではございませんが、傾向として

はそういうものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （今野善行君）

梶田雅之君。

1 2 番 （梶田雅之君）

今、時間外の個人の差はあまりちょっと詳しくは聞けなかったんですけども、多分個人によっては、時間外の差があるのではないのかなと思っているところでございます。国では、仕事をみんなで分け合うワークシェアリングですか、推奨してますが、現場はそう簡単にいかないと思っているところでございますので、少しでも減らす努力をしてもらえればなと思っています。

あともう一つ、時間外が増える理由としましては事業の増加が考えられるのではないかなと思っています。特に、今年度この増やした事業、増やすのは当然必要ですからそれは構わないと思うんですけども、減らす事業、要はクラッシュ・アンド・ビルドではないですけども、事業そのものを減らす、あとは中には事業丸々下請という言い方悪いですね。どこかの協力会社なり、そこにお任せする。例えば一つの例を言わせれば、粗大ごみの収集あたり、皆さん町民生活課ほとんど職員が丸々出ているんじゃないかと、まるきりおまかせするとか、何かしらそうやって時間を減らすことが必要ではないかと思うんですけども、その辺のクラッシュ・アンド・ビルドは、事業の見直しっていうんですかね。この事業はもうまるきり職員はもう少人数で対応しましょうとか、そのようなことが必要かと思うんですけども、その辺につきまして、町長のお考えをお聞かせください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの梶田雅之議員の再質問にお答えしたいと思いますけれども、やっぱり事業の統廃合、これは本当に考えていかなきゃない時代であるというふうに思っております。特に、今の来年度の予算編成に当たって統廃合に加えて、事務処理の効率化という局面でも、今考えようということでお話をしておりますし、あと、証明書の発行

であるとか、いろんな業務を例えば郵貯さん、郵便局さんに移管ができないのかとか、システムの変更のタイミング等もある中ではあります、効率的になおかつ住民の方とすれば、利便性が向上するやり方がないのか等々検討、まさに重ねている段階であって、議員おっしゃるとおり、統廃合によって事務処理自体を減らしていくというの必要な観点であるというふうに理解しております。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

次に、人員の配置関連についてお聞きしたいと思います。当然、職員が休んだ場合短期であれば内部の課で何とか融通を利かせると。長期の休暇あるのであれば、期限つき職員を採用するという話で対応するかと思うんですけども、大きなプロジェクトですか、大きな事業が発生した場合、大抵私の記憶では、その課のほうで対応してたと思うんですけども、その課をまたがって大規模なプロジェクトチーム、特別チームをつくるとか、そういうことが最近あったのかどうかと、あとは町長考えとして、やっぱりこういう事業は課のほうで何名か、トップでそれなりの人数を集めてやるべきだとかあると思うんですが、その辺の課をまたがったチーム編成について、どのようにお考えなのかお聞かせいただければと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えしたいと思います。

本当にPMS Cさんの動向等々を見据えた中で、課横断的なチームをつくらなきゃいけないかと検討した時期もあったのも事実でありますけれども、現状の今の各課の仕事量と人員体制を含めると、専任で1チームをつくるってなかなか難しいなというふうな思いがあってもまだ、そういったチームはできていないのも現状であります。くわえて、お休みに入られる方々がいる中、即戦力的に採用も必要ではないのかなというところで、8月にも社会人枠経験者4人を採用させていただいたりとか、11月29日付で発表しておりますが、同じく1月に社会人枠の4月採用の職員採用試験を行ったり

しながら、予想以上に穴が空いたところを組織的に強化するような取組として、将来的に備えて、この年代もある程度ばらかしたいなっていうのもありまして、そういったところを今、模索している状況でございます。

以上です。

議 長 （今野善行君）

梶田雅之君。

1 2 番 （梶田雅之君）

確かに、私も課をまたがって、課の協力っていうんですか、例えば米軍演習とかそうですね。頭にまちづくりがあって下か横なのか分かりませんが、いろいろあるのは聞いてはいますけれども、新しく特命の課をつくるってのはなかなか聞いたことはないと思います。特に、先ほど町長言ったように、人事異動に関しても、年1回じゃなくて定期的にやると、まさにそのとおりやってもらえればなど。要は、仕事がしやすいように、効率が上がるような仕組みづくりをしていただければと思っております。

あともう一つ、私、物すごく気になっているのが、派遣社員。要は、派遣者に高い、短期のときは高いですけども、派遣社員を使った記憶がないんですけども、派遣社員を使ったことがあるのかどうか。逆に、使わないのであれば何か賃金以外に何か問題があるのか。当然、派遣社員であれば、それなりにマッチした、こういう事業をやったことって形で採用できるわけですから、その辺の派遣者に対するお考えをちょっとお聞かせいただければと思います。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

今年になって保育士の資格を持った方が必要になった部分がある中でなかなか、直接的に募集をしたんですが、相応な方がなかったのもあって、派遣会社さんと契約書を初めて使わせていただいたという実績が、今年できております。

議 長 （今野善行君）  
    槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

そうですね。やっぱり派遣社員っていうのはそれなりに、保健師なり、税に詳しい人とかそういう方がやっぱり必要かなと思いますが、そのときはぜひ。ちょっと賃金的にはかかりますけれども、それなりのプロでございますので、その辺も利活用してもらえればと思っております。

この件の最後のほうに移らせていただきますが町長、この議会の一般質問においてよくトップダウンで進めてまいりますと、進めてまいりましたという話を聞きました。トップダウン、大変メリットがあればデメリットもあります。今の大和町の中を見ますと、やっぱりトップダウンで進んでいくのが一番効率化もいいし、スピード感があるのかなと思っておりますが、私はどちらかといえば、ボトムダウンになってほしいと。そのためにはなぜかという、1人のトップがいなくても全員でこうやって支えられるよというのが理想だと思います。確かに、今大和町、浅野町長はじめ、浅野町長に皆ついていっているわけですから、トップダウンでも構いませんが、要はもっともつとうまく、下からいろんな意見が吸い上げられる。要は風通しのいい職場を目指してもらえればなと思っております。そうすれば町長も変な、下から上がってきた意見を基に、それを1件ごとに切り分けというのか、振り分けすればいいかなと思っておりますが、トップダウンとボトムダウン、ずっとトップダウンでいくのか、その辺ちょっとお考えをちょっと、あればお聞かせいただければと思います。

議 長 （今野善行君）  
    町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

槻田議員の再質問にお答えしたいと思います。

基本的に、私トップダウンで全てを決めているとは思っておりません。基本は、ボトムアップで、下からどんどん上がってきた内容で、最終的に決断しなきゃいけないのはやっぱりトップなんだろうと。もちろん責任取らなきゃいけないのもトップなんだろうというふうに理解をしております。

そういった中、作業効率を上げていただく、またはその組織的に組織力を上げてい

ただくってという意味でも、常日頃からとにかく職員の提案を常に望んでおります。そういう中で、10月、11月に関してちょうど提案強化月間でもあったものでしたから、昨日まさに優秀賞を含めていろんな賞をつけたんですが、過去にないぐらいの最多の28件の提案がありました。その中で、恒久的に見直していく内向けの話または対外向けの話、いろんな話がありましたが、そういったいろんなアイデアがまず生まれてくる環境が、将来的には組織力の強化につながると思ってますので、トップダウンではなくボトムアップを大事に考えていきながら、ただ方向性は、私がやっぱりいろんな意味で、中長期的な目を持たなきゃいけないんだなという意味ではいなきゃいけないなと思ってますが、そういう形で進められるよう努めてまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

職員からの提案が多いというのはすごくいいこと、組織力アップにつながると、まさにそのとおりでございますので、今後もそれに努めてください。

最後になりますますが働きやすい職場整備のために、課題は複雑で多々あるかとは思いますが、まさに、常日頃からのコミュニケーションを取って、気軽に相談でき、話せる環境整備が必要かと思えます。昭和の時代の、私の場合は背中を見て覚えろの時代は終わりまして、今は丁寧に時間をかけて説明し、理解をしてもらい作業してもらおうと。確かに、時間をかけて説明するには自分でやったほうが早いという意見も分かりますが、長期的に温かい目で見守り、育成に主眼を置いて働きやすい職場整備に努めていただければと思います。そしてなおかつ、職員がやりがいがある職場になっていただければと思っております。

最後に、町長から統括したご意見をお聞かせください。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの槻田議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

非常に前向きなご意見であったというふうに思います。本会議に出席をしている全課長、全ての課長にそういう思いでもって仕事を進めていただけるような環境をつくるのも、私の仕事であろうなというふうに改めて思っております。くわえて、若手の職員には決して、あまり内向きになることないようただ無責任になることがないように、一言加えたい部分がありますけれども、まずは、我々年配者ではなかなか思い立たないアイデア、そういうアイデアを出せるのもやっぱり若手でありましょから、そういったもの若手をいかに育てることが、町の将来を育てることなんだという意識を持ちながら、公平に公正に業務を執行できますよう、そういう環境をつくれるように、これから従事してまいりたいと思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)  
槻田雅之君。

12 番 (槻田雅之君)

以上で、1件目の質問を終わらせていただきます。

2件目の質問に移らせていただきます。

2件目の質問は、C h a t G P Tに対する対策はです。C h a t G P Tは、様々な視点でアイデアや情報が得られる反面、論文などがC h a t G P Tで作られてしまうこともあり、問題となる場合もあります。そこで、町が募集している標語や短歌などの応募や審査時にC h a t G P Tで作られたかどうかなど、十分な注意対策が必要であると考えております。このことから現状の把握状況と今後の対策をお伺いします。答弁を求めます。

議 長 (今野善行君)  
町長浅野俊彦君。

町 長 (浅野俊彦君)

続きまして「C h a t G P Tに対する対策は」のご質問にお答えをいたします。

C h a t G P Tは、人の質問を指示に応じて、自然な文章で回答する対話型人工知能、生成A Iの一つでありまして、全世界で利用者が急増しているものであります。パソコン、スマートフォンから利用できる簡便性から急速に普及しており、活用分野

はビジネス、行政、教育など、幅広いことでもありまして、このツールへの期待するところ、反して懸念もありまして、活用の仕方、規制に関しましても、議論されることとなっております。

主な懸念材料として、C h a t G P Tはインターネット上に存在する過去の情報を学習しており、その中にある偽情報の流布や著作権侵害、個人情報の無断使用などが挙げられ、その利用を規制する国も出てきております。

町が募集する各種の意見等が、C h a t G P Tによるものかどうかということ来判断することは、C h a t G P Tがインターネットから集めている情報であり、パターン等を分析することで、C h a t G P Tかどうか判断することは可能と考えられますが、物理的には難しいと言われております。過去に仙台市が行った宿泊税導入に関してのパブリックコメントでは、生成A Iが利用したものと見られる意見が多数見受けられたとのことでもありましたが、A Iっぽいからだけでは除外できないとコメントされております。議員が質問の中で言われている問題とは、このような懸念があるということかと思われまます。

ご質問の標語や短歌の応募につきましては、非常に短い単語、文章によるものですので、C h a t G P Tによる活用効果が発揮されにくいと思われまます。仮に、C h a t G P Tで作成されたものであっても、その判別は難しいものと考えられまます。市町村がD Xを進める中で、生成A I、C h a t G P Tは非常に有効なツールであると言えますが、その利活用に当たっては、本来職員自らが考えてつくり上げるという能力が、ツールに頼り過ぎることにより、低下しないようにしなければならないと考えております。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

最初に、意識合わせの意味での質問をいたしたいと思ひまます。C h a t G P T、役場で使用しているかどうかの使用状況、あと、今後推進していくかどうか。あとは、町長、個人的に使っているかどうか。その辺状況をちょっとお聞かせいただければと思ひまます。

議 長 （今野善行君）  
町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

ただいまの再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

私自身から、まずお話しさせていただくと、まだ使えてございません。役場のほうでも職員が使っているのかということであればありますけれども、実務上ではまだ使ってございません。ただ、今回の槻田議員の一般質問を受け付け、どのぐらいのものなのかっていう部分、まちづくり政策課の職員に、具体的にどういうものなのかの試しに、大和町のデータを学習いただいたもので、どういう回答がいっぱい来るものなのかというのを試みているような状況であります。全く業務に使えない状況ではないのかなというふうな思いで、試みの中では、ちょっと思ってたところでありませけれども、具体的にどういう使い方があるのか。かなり検討していく余地はあるなというふうな印象でございます。

以上であります。

議 長 （今野善行君）  
槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

今、業務に使えない、使えないかもですね。かもしれないという話なんですけれども、これはすごくて、何を言いたいかと言ったら。ちょっとしたデータら表とかグラフが作れるんですよ。それこそ自分でつくるならばエクセルなり、何作るのかな。そういう表データで一々作らなきゃいけないのが、もうChatGPT、そういういろんなほかにもいろんなそういうツールあるんですけれども、頼めば、自分は何もしなくて勝手にグラフができる。それが棒グラフなり円グラフなり、すごく使い方がすごくあるということをお知らせしたいと思います。

ただ、どうしても有料版、無料版ありまして、やはり有料版でないところまでできません。できないこともございます。また一部国会の答弁でも、ChatGPTを使って答弁したという話もございませし、使い方だと思っんですよね。なので、やはり時間がかかるようなまどっこらしいものに関しましては、そういうDX、町のほうも当然、DX推奨してますから、推奨の中でもChatGPTでどこまでなら効率い

いよと、一から十までとは言いませんので、あとキーワードを入れればそのキーワードに沿って作っていると。

なぜ今回こういう話をしましたかという、短歌とか標語とか作るに当たって、例えば短歌であれば秋の雲とか、そういう言葉を入れるとそれはずらっとつくってくれるという形もございますので、大変すごい有効なものでございます。ただ、最初、先ほど言ったように懸念事項もあるということでございます。

あと、実際そのChatGPTで使ったかどうかの判断っていうのは、これ多分出どころ、私は同じだと思っているんですけども、表決チェッカーというの、出ているんですね。要は、ChatGPTでつくったかどうかはある程度識別できると、多分私はつくった部分も同じじゃないかなと。なぜかという、データベースが多分同じもの使ってこのくらい類似しているっていうのを出すんじゃないかなと思いますので、その辺をちょっと後にしますが、ぜひChatGPTを、全員とは言いませんけれども、使える範囲では勉強だけして、すごく効率が上がるものですから、その辺お考え、ぜひ勉強課題っていうかな、学習なりDX推進のほうでやってもらうようなお考えがあるかどうか。そこをお聞かせください。

議長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町長 （浅野俊彦君）

槻田議員の再質問にお答えをしたいと思います。

私も決して、最初、先ほどの回答でも決して使うべきではないっていうわけではなくて、使えるものがあるんじゃないかという視点で、どんな内容が出るんだろうかっていうところで、具体例でいくと議会での一般質問の内容をAIに学習させていただいて、具体的に議員さんがどういうふうなキーワードが多いのかとか見たり、その方のお話だとどういうふうな論法になるのかみたいなのを、テストしてみた内容を見ましたら、確かになというふうな思いがあるのと、県内の市町村長の間でいろいろ話した中では、やっぱり一般質問で議員さん側が、1件目の質問から再質問まで、どうもこれ、生成AI使っているんじゃないのって思われるところが出てきているやに聞いてもおります。

そういった意味で、全てがもちろん悪いわけではないでしょうし、どういったところになら利用していいかどうか。どういう局面で利用できるのか等研究していかな

ければやっぱり世界から遅れるのかな、そんな思いでお話を伺っておりました。

以上であります。

議 長 （今野善行君）

槻田雅之君。

1 2 番 （槻田雅之君）

C h a t G P Tの話ですが、まだ町のほうとしても本格的に取り組んでないと、これからちょっと調査研究していくということで、この辺で終わらせていただきたいと思えます。

最後になりますが、今後、世の中の動向を見据えながら取り組んでいってほしいなと思っております。A Iのツールは、作業する上で大変便利なものでございます。現在、世の中を見ましても、このA Iは切っては切れないものであります。ただ、使用方法を間違えると、著作権やいろいろな罰則を受けることがございます。使うときには十分注意していただければと思えます。そして、町の作業の効率化を図っていただければと思えます。

あとはやっぱりどうしてもやっぱり気になるのが、その情報がどうしても、A Iというのはデータが全てですから、そのデータが正しいか、正しくないかは最終的には人の目、人の判断となりますよと。そこだけ注意していただければと思っているところでございます。

最後に町長からその辺のC h a t G P Tですか、A Iに関係するそのツールの使い方についての統括したご意見をお聞きしたいと思えます。

議 長 （今野善行君）

町長浅野俊彦君。

町 長 （浅野俊彦君）

それではC h a t G P Tに関して、確かに文明の利器、全く使わないのでは本当に世の中に遅れる部分があるだろうというふうに思う部分と、加えて著作権の侵害であるとか様々発生し得る課題も多々あるやに思えます。とはいうものの、どういう使い方が、より住民の皆さんへの公共サービスの向上につながり、なおかつ費用圧縮につながるのか等研究していくべき事項だと思えますので、長い目で幅広い情報を取りな

がら、私自身も研究していきたいなと思います。

以上であります。

議 長 (今野善行君)

槻田雅之君。

1 2 番 (槻田雅之君)

以上をもちまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議 長 (今野善行君)

以上で槻田雅之君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後 3 時 10 分といたします。

午後 2 時 5 9 分 休 憩

午後 3 時 1 0 分 再 開

議 長 (今野善行君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第 3 「議案第 7 7 号 大和町県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例」

日程第 4 「議案第 7 8 号 大和町道路等維持管理用施設の設置及び管理に関する条例」

日程第 5 「議案第 7 9 号 大和町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例」

日程第 6 「議案第 8 0 号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例」

日程第 7 「議案第 8 1 号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例」

日程第 8 「議案第 8 2 号 令和 6 年度大和町一般会計補正予算」

日程第 9 「議案第 8 3 号 訴えの提起について」

日程第 1 0 「議案第 8 4 号 指定管理者の指定について」

議 長 （今野善行君）

日程第 3、議案第 77 号 大和町県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例から日程第 10、議案第 84 号 指定管理者の指定についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 （阿部 晃君）

それでは、よろしく申し上げます。

議案書 4 ページをお開き願います。

議案第 77 号 大和町県営土地改良事業に係る特別徴収金に係る条例でございます。

初めに、別冊の議案説明資料議案第 77 号関係で、概要背景等を説明させていただきますので、ご準備をお願いします。

1 ページをお開き願います。

この条例につきましては、県営事業により吉田地区農地整備事業の実施が計画されておりますが、施行地域内の農地を転用するなど目的外用途に供した場合などに、町が当該者から特別徴収金の徴収を可能とするため制定するものでございます。土地改良法第 91 条の 2 第 6 項で、都道府県または市町村は政令の定めるところにより、条例で次の各号のいずれかに掲げる者が当該各号に定める場合に該当するときは、その者から特別徴収金を徴収することができる」と規定されております。特別徴収金とは補助金、返還金のことでございまして、これを徴収することができるということから、徴収規定を定めるものでございます。なお、次の各号、当該各号等につきましては、条例第 3 条に定める内容となっております。

農地中間管理機構関連農地整備事業の概要でございます。大和町において、現在吉田地区で進めております県営農地整備事業につきましては、農地中間管理機構関連農地整備事業という事業制度で行われており、農地中間管理機構が借り入れている農地を対象として、農業者から工事に係る費用負担を求めずに農地整備を進めておるところであります。

事業の実施要件ですが、機構関連事業を実施するには、公共性、公益性の観点から、次の 5 つの要件を、達成する必要があります。

アとして、農地中間管理権の設定要件、イとして面積要件、ウとして農地中間管理権の設定期間、エとして担い手への集団化要件、オとして収益性の要件があり、この5要件のほか細部要件が定められており、これらの要件を満たす必要があります。細部要件につきましては、2ページの上段に掲載しておるところであります。

次に、2ページ下段になります。

土地改良事業の費用負担割合でございます。従来の圃場整備事業であれば、国50%、県27.5%、市町村10%、農業者11.5%となっておりますが、機構関連事業では、国が67.5%と、従来の農業者負担分を国が全額負担することになっており、農業者負担がなく事業を行うことができるものであります。今回の条例制定により徴収可能となるのは、ここでいう市町村負担分10%についてであります。なお、国費、県費につきましては、県が国費分と合わせて徴収することになります。

議案書4ページのほうにお戻り願いたいと思います。条文の説明をさせていただきます。

第1条につきましては、この条例の趣旨を定めるもので、第2条は定義として、用語の意義を定めるもの。第3条は特別徴収金の徴収として適用される時期、徴収対象となる行為を定めるもので、時期については、当該機構関連事業の計画の公告日から、工事の完了の公告があった日の属する年度の翌年度から起算して8年を経過しない間とするもので、徴収対象となる行為につきましては、1号は農地の出し手側の行為について規定するもので、アは目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、イは自ら目的外用途に供した場合、ウは農地中間管理権を解除した場合とするもので、5ページのほうをお開き願いたいと思います。

2号につきましては、農地の受け手側の行為についてについて規定するものでありまして、アは目的外用途に供するため賃借権等の権利を設定した場合、イは自ら目的外用途に供した場合とするものであります。

第4条は特別徴収金の額を定めるもので、町が負担する事業費の額に、徴収金対象面積の事業施行地域内農用地の面積に対する割合を乗じて得た額とするものであります。

第5条は特別徴収金の決定通知について、第6条は免除及び徴収の猶予について、第7条はその他必要な事項は規則で定めることについて、それぞれ定めるものでございます。

附則でございますが、この条例は公告の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、議案書6ページをお願いいたします。

議案第78号 大和町道路等維持管理用施設の設置及び管理に関する条例についてご説明をさせていただきます。

この条例につきましては、現在事業実施中であります大和町吉岡西部土地区画整理事業の推進を図るため、事業区域内にございます本町道路等維持管理用施設が、令和7年10月までの移転を要しますことから、その移転先地に伴いまして本条例を制定するものでございます。その移転先地につきましては、施設建設同様に町内全域への機動性等を考慮しまして、役場からの距離が離れ過ぎないように、直線距離で2.5キロメートル程度の範囲内にあります町有地6か所を候補地として選定いたしまして、各候補地の敷地面積のほか現状及び地理的状況、法令等の制約、特に管理施設等の建築に係る制限等の総合的に比較検討を行いました結果、現施設と同等程度の位置にあり、役場庁舎にも近接し既存施設の面積と同等程度以上の面積で大規模な造成等を必要としない吉岡字土保田5番地の1の町有地が最適であると判断し、選定をいたしましたものでございます。

今回選定をいたしました町有地を、町が管理をいたします道路、河川、公園等の維持管理を行う施設として、大和町道路等維持管理を施設として位置づけますため、条例を制定するものでございます。

それでは、大和町道路管理用施設の設置及び管理に関する条例につきましてご説明をさせていただきます。

第1条は条例の趣旨について定めるものでございまして、大和町の道路、河川、公園等の維持管理を行うための施設の設置及び管理に関しまして、必要な事項を定めるものとするものでございます。

第2条は設置としまして、町が管理します道路等の施設を適切に維持管理するため、維持管理用施設の設置について定めるものでございます。

第3条は名称及び位置としまして、維持管理用施設の名称及び位置を定めるもので、名称を大和町道路等維持管理用施設とし、位置は大和町吉岡字土保田5番地の1とするものでございます。

第4条は管理でございまして、維持管理用施設は町長が管理することを定めるものでございます。

第5条は委任でございまして、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めるものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

それでは議案書7ページをお願いいたします。

議案第79号 大和町公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例についてご説明を申し上げます。

公共下水道として汚水処理を行っている区域、いわゆる公共下水道区域は、都市計画法及び下水道法により設定されてございます。この区域内に下水道施設が整備され、排除が可能となった土地につきましては、土地所有者などから都市計画法の規定によりまして、公共下水道事業に要する費用の一部を、大和町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例により徴収し、負担いただいているものでございます。

しかしながら、特別な事由などによりまして、公共下水道区域外地からの汚水排除に係るものにつきましては公共下水道区域外となるため、受益者負担金として徴収ができないものでございます。

今回、公益財団法人宮城県環境事業公社が鶴巢大平及び若柳地内に設置する新産業廃棄物最終処分場の排出については、公共下水道へ排除することとして進めております。この土地につきましては、公共下水道区域外地となつてございます。このことも踏まえまして、今後、公共下水道区域外地から公共下水道への流入に対します分担金に関しまして、地方自治法第224条の規定に基づき、公共下水道事業に要する費用の一部に充てることができますよう、必要な事項を定めるものでございます。

1条につきましては、趣旨について定めるものでございます。

第2条は定義といたしまして区域外流入受益者の定義を定めるもの。

第3条は、許可申請は下水道区域外流入の許可を受けようとする者は、必要な書面

を添付の上、申請書を提出すること。

第4条、徴収区域の公告は、分担金を徴収する区域として定めた区域を決定した場合には公告するもの。

第5条は、受益者の分担金の額といたしまして、大和町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例第4条に規定します単位負担金に、公告されました区域内の地積を乗じて得た額とするもの。

第6条は、分担金の賦課及び徴収について定めるものでございまして、第1項は賦課に係るもの、第2項は通知に係るもの、第3項は徴収に係るものでございます。

第7条は、分担金の減免について定めるものでございます。第1項は、国または地方公共団体が公共の用に供している受益地については徴収しないこと。第2項は、受益者の減免について定めるものでございまして、1号から第3号は、国または地方公共団体に係る事項について、4号は、事業のための土地物件または金銭を提供したことについて、第5号は状況により減免する必要と認められる受益地について定めるものでございます。

第8条は、受益者負担金との調整について定めるものでございます。当該受益地が処理区域内に含まれることとなった場合については、受益者負担金は賦課しないものとする事としております。

第9条は委任について定めるものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書9ページをお願いいたします。

議案第80号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を、次のように改正するものでございます。今回の改正につきましては、杜の丘北部土地区画整理事業の換地処分、新字名の変更に伴いまして、別表第1の杜の丘整備計画区域に含まれておりました改正前の旧字名、小野字漆海道、小野字菖蒲沢、小野字新坊のそれぞれ一

部から、改正後は新字名のしあわせの杜に区域名称の改正をお願いするものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

上下水道課長 亀谷 裕君。

上下水道課長（亀谷 裕君）

議案書10ページをお願いいたします。

議案第81号 大和町水道事業給水条例の一部を改正する条例であります。

大和町水道事業給水条例の一部を次のように改正するものでございます。今回の条例改正につきましては、杜の丘北部土地区画整理事業の換地処分に伴い、住所表示が変更されたことによりまして、給水区域を改めるものでございます。別表（第2条関係）でございます。給水区域、大字の項、杜の丘3丁目の次の項にしあわせの杜を加えまして、字区域を全区域として改めるものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （今野善行君）

財政課長 児玉安弘君。

財政課長（児玉安弘君）

それでは議案書の11ページをお願いいたします。あわせまして、別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書第6号につきましても準備をお願いいたします。

議案第82号 令和6年度大和町一般会計補正予算（第6号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出それぞれ8,851万9,000円を追加いたしまして、予算の総額を169億1,727万4,000円とするものであります。第2項歳入歳出予算補正の款項の区分につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条は債務負担行為の補正追加でございまして、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

議案書の13ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正追加でございます。13ページから23ページまで記載しております。全部で128の事業につきましては、今年度中に契約締結等をいたしまして、令和7年度開始早々から業務等を行う事業でございます。それぞれの説明につきましては、数が多くなっておりますので、割愛をさせていただきますが、表の上段に期間の欄がございます。期間の欄で、令和6年度から7年度までと記載している事項が98件ございます。また、令和6年度から令和8年度以降となっている事業が30件でございます。これらの事業につきましては、令和6年度中に発注調達行為を行うため、債務負担行為についてのご承認をお願いするものでございます。

それでは別冊の事項別明細書第6号の3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。17款2項6目教育費県補助金につきましては、置き型授乳室設置促進事業補助でありまして、48万円を追加するものであります。

20款2項1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整でありまして、943万9,000円を追加するものであります。7目まちづくり基金繰入金につきましては、土地開発基金に積立てを行うため一般会計へ7,000万円の繰入れを行うもの。

22款3項2目商工費貸付金元利収入につきましては、1節で町中小企業振興資金預託金の償還分で、860万円を追加するものです。

歳入は以上でございます。

4ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

2款1項5目財産管理費につきましては普通財産管理費で、24節土地開発基金積立金で7,000万円を積立てするものであります。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議長（今野善行君）

子ども家庭課長小野政則君。

子ども家庭課長（小野政則君）

続きまして、3款2項4目保育所費でございます。12節につきましては、保育システムを新システムに移行するに当たり、納付書書き込み用OCR機器を、新様式の納付書に対応させるためシステム改修を行うものであります。13節につきましては、もみじヶ丘保育所に設置しているAEDが来年1月でリースが終了することで、2月か

ら、2か月分の機械借上げをお願いするものであります。次に5目児童館費でございます。13節につきましては、もみじヶ丘保育所と同様に、吉岡児童館ほか6館に設置しておりますAEDが、来年1月でリースが終了することで、2月から2か月分の機械借上げをお願いするものであります。

よろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

農林振興課長阿部 晃君。

農林振興課長 （阿部 晃君）

続きまして、5款1項3目農業振興費でございます。18節負担金につきましては、町有害鳥獣被害対策協議会に対する負担金でございます。イノシシ等の有害捕獲頭数の増加に伴い、捕獲活動費の増額をお願いするものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

商工観光課長蜂谷佑士君。

商工観光課長 （蜂谷佑士君）

続きまして、6款1項2目商工振興費につきましては、町の中小企業振興資金融資制度を利用したい中小企業の増加に伴い、指定金融機関への預託金及び損失補償料等の増額補正をお願いするものでございます。

5ページをお開き願いたいと思います。

18節は中小企業振興資金の信用保証料の負担金と利子補給費としての補助金でございます。20節は、貸付けを行う資金預託金の増額補正をお願いするものでございます。21節は、貸付けを行う資金預託金の10%相当の補償金の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 （今野善行君）

公民館長兼ふれあい文化創造センター館長村田晶子さん。

公民館長（村田晶子君）

続きまして、9款4項4目まほろばホール管理費でございます。17節備品購入費でありますが、まほろばホールに来館される子育て世帯の方が利用するための置き型授乳室の購入費用でございます。県産材を使用した箱型の授乳室1基をお願いするものでございます。

一般会計の説明は以上で終わります。よろしくお願いたします。

議長（今野善行君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書24ページをお願いいたします。

議案第83号 訴えの提起についてでございます。

下記のとおり、動産撤去土地明渡し等の請求の訴えを、仙台地方裁判所署に提起することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、1、相手方でございます。住所につきましては、所在不明となっているものでございます。氏名は記載のとおりでございます。

2、明渡し対象土地につきましては、大和町吉岡字土保田5番地の18でございます。

3、訴え提起の趣旨につきましては、相手方が所有する普通自動車は、平成12年頃より町道権現堂支線の路肩に長期間放置されていることを確認しましたので、大和警察署とその扱い等について話合いを行いましたところ、通行車両及び歩行者等の安全確保を図る観点から、道路管理者において移動することとなったため、本町の維持管理用施設内に、緊急避難措置として車両を移動したものでございます。その後、登録事項等証明書記載の所有者等へ連絡を取るため、関係自治体等に対し、住所照会等を行っておりましたが、記載の住所への居住の有無、または転入先住所を把握することができず、現在も存置状態が続いている状況でございます。

そのような中、今般、吉岡西部土地区画整理事業推進に係ります現維持管理用施設の移転手続と併せまして、当該車両につきましても早急な処分等の手続が必要となったものでございます。

そのことから、本町が管理する土地の一部を不法に占拠している当該車両の撤去、土地の明渡しを請求するため、仙台地方裁判所に提訴するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（今野善行君）

生涯学習課長浪岡宜隆君。

生涯学習課長（浪岡宜隆君）

続きまして、議案書25ページをお願いいたします。あわせて、議案説明資料、議案第84号関係資料をご参照願います。

議案第84号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に関わる指定管理者として、下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

記といたしまして、1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、大和町総合運動公園、大和町体育センター、大和町武道館、仙台北部中央公園の4か所、各施設といたしましては合計9施設でございます。

次の2の指定管理者となる団体の名称は、ミズノスポーツ株式会社でございます。

3の指定管理の期間につきましては、令和7年4月1日から、令和12年3月31日の5年間となります。

改めまして、議案説明資料でもご説明をさせていただきますので、説明資料の1ページ目をお願いいたします。

施設の名称及び位置でございますが、施設の名称につきましては、先ほどご説明申し上げました4か所、9施設でございます。位置につきましては記載のとおりでございます。

2の指定管理者となる団体の名称でございます。ミズノスポーツ株式会社、代表者は代表取締役薬師寺洋彰、所在地は大阪府大阪市中央区北浜4丁目1番23号でございます。

3の指定期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間、前回の指定期間と同期間、今回で3期目でございます。

4の募集期間でございます。令和6年9月25日から令和6年10月24日までの1か月間で公募を行ったものでございます。

5の応募団体でございます。ミズノスポーツ株式会社の1団体でございました。

説明資料の2ページ目をお願いいたします。

6の選定の経過でございます。令和6年7月29日に開催いたしました大和町公の施

設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして、現在の指定期間の全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法も公募としたものでございます。公募の結果、1団体からの応募があり、令和6年11月5日に選定委員会を開催いたしまして、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、提出された関係書類及び応募団体からの説明を基に、書類審査と面接審査を行い、各委員が選定基準により総合的な評価を行い、その結果、評価点が町の求める水準を満たしているということから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7の評価結果でございます。合計評価点数155点中、選考委員の採点をいたしました平均の合計評価点数が125点でございましたので、選定基準の81点を上回りましたので、指定管理者の候補者として選定をしたものでございます。

8の選定委員会の構成についてでございます。大和町区長会長、大和町社会教育委員会議長、大和町地域包括センター所長の外部委員3名と、副町長を委員長といたします内部委員7名の合計10名の委員で評価を実施いたしました。

9の指定管理料の見込額でございます。5年間で総額4億9,335万円となり、年額平均では9,867万円となったものでございます。前回は年額7,500万円でございましたので、大幅な増額となっておりますが、主な要因といたしましては、指定管理業務とは別に、指定管理者へ発注をしておりました大和町スポーツフェアの業務委託料を、今回から指定管理料に含めたもの、また昨今の光熱水費の大幅な上昇や物価高騰、またその状況に伴います除草や清掃業務などの施設を管理するために、指定管理者が外部委託を行う委託業務費の増額、人件費の見直しに伴うものを考慮したものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（今野善行君）

以上で、議案第77号から議案第84号までの説明を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。

再開は明後日6日の午後1時半です。

大変お疲れさまでした。

午後3時40分 延 会